

# 妹背牛町地域防災計画

妹背牛町防災会議

## 目 次

**第1章 総則**

第1節	計画策定の目的	1
第2節	用語の定義	2
第3節	計画の修正要領	2
第4節	防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
1	妹背牛町	3
2	指定地方行政機関	3
3	自衛隊	4
4	北海道	4
5	深川警察署	5
6	深川地区消防組合深川消防署妹背牛支署	5
7	指定公共機関	5
8	指定地方公共機関	5
9	公共的団体及び防災上重要施設の管理者	6
第5節	妹背牛町の地勢と災害の概要	7
1	妹背牛町の地勢及び位置	7
2	気象	7
3	災害の記録	7

**第2章 防災組織**

第1節	防災会議	9
第2節	災害対策本部	10
1	本部の組織	10
2	本部の設置基準等	11
3	本部の設置又は廃止の通知及び公表	11
4	運営	11
5	本部設置における事務分掌	12
第3節	本部の配備体制	16
1	非常配備の基準	16
2	本部各班の動員	16
3	非常配備体制の活動要領	17
4	本部を設置しない場合の準用	18
第4節	住民組織等への協力要請	19
1	住民組織等の協力	19
2	協力要請先	19

### 第3章 災害情報通信計画

第1節	気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達計画	20
1	気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の種類及び発表基準	20
2	気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達系統及び方法	23
第2節	災害通信計画	27
1	公衆通信施設の利用	27
2	専用無線施設の利用	27
3	専用通信施設の利用	27
4	通信途絶時の連絡方法	27
第3節	災害情報等の報告、収集及び伝達計画	28
1	異常現象発見時における措置	28
2	災害情報等の収集及び報告	30
3	報告の方法	31
4	被害状況判定基準	31

### 第4章 災害予防計画

第1節	防災教育及び訓練計画	42
1	防災思想の普及	42
2	防災訓練の実施	42
第2節	災害危険区域及び整備計画	43
1	水防危険区域及び浸水予想区域	43
2	危険物貯蔵所等所在一覧	45
第3節	雪害対策計画	46
1	除雪路線の実施分担	46
2	異常降雪時における除雪	46
3	通信施設の雪害対策	46
4	電力施設の雪害防止対策	46
5	警戒体制	46
第4節	融雪災害予防計画	47
1	気象情報の把握	47
2	水防区域等の警戒	47
3	道路の除雪	47
4	水防資機材の整備、点検	47
5	住民に対する普及徹底	47
第5節	水防計画	48
第6節	消防計画	48
1	消防機関の組織及び機構	48

## 目次

---

2	火災予防	49
3	警防	49
4	相互応援	50
5	教育訓練	50
6	消防施設	50
第7節	避難行動要支援者対策計画	51
1	安全対策	51
2	援助活動	52
3	外国人に対する対策	53
第8節	自主防災組織の育成等に関する計画	54
1	地域住民による自主防災組織	54
2	事業所等の防災組織	54
3	自主防災組織の編成	54
4	自主防災組織の活動	54

## 第5章 災害応急対策計画

第1節	応急措置実施計画	57
1	応急措置の実施責任者	57
2	町の実施する応急措置	57
3	救助法適用の場合	59
4	救助の期間、費用の限度及び帳簿	60
第2節	動員計画	62
1	平常勤務時の伝達系統及び方法	62
2	休日又は退庁後の伝達系統	62
3	職員の非常登庁	62
4	消防機関に対する伝達	63
5	各班別の動員要請	63
第3節	他機関に対する応援出動要請	64
1	道及び他市町村等に対する要請	64
2	自衛隊に対する要請	64
第4節	災害広報計画	65
1	災害情報等の収集方法	65
2	災害情報等の発表及び広報の方法	65
3	庁内連絡	66
第5節	避難救出計画	67
1	避難計画	67
2	救出計画	73

## 目次

---

第6節	食糧供給計画	74
1	主要食糧供給計画	74
2	副食調味料供給計画	75
3	炊き出し計画	75
4	給与状況の記録	76
5	費用及び期間	76
第7節	衣料生活必需品等物資供給計画	77
1	実施責任者	77
2	実施の方法	77
3	給与又は貸与物資の種類	77
4	衣料、生活必需品等の調達先	77
5	給与又は貸与台帳の整備	78
第8節	給水計画	80
1	実施責任者	80
2	給水方法	80
3	給水施設の応急復旧	80
4	応援の要請	80
5	住民への周知	80
第9節	医療救護計画	81
1	実施責任者	81
2	医療救護の対策者	81
3	応急救護所の設置	81
4	深川医師会に対する出動要請	81
5	医薬品等の確保	82
6	関係機関の応援	82
7	災害通信伝達及び傷病者の把握	82
8	経費の負担及び損害賠償	83
第10節	防疫計画	86
1	実施責任者	86
2	防疫の実施組織	86
3	防疫の種別と方法	86
4	感染症患者等の発生時における対応	87
5	防疫用資機材の調達	87
6	家畜及び畜舎の防疫	87
第11節	廃棄物処理及び環境保全計画	88
1	実施責任者	88
2	清掃作業班の編成等	88
3	清掃の方法	88

## 目次

---

4	死亡獣畜の処理	88
5	飼育動物の取扱い	89
第12節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	90
1	実施責任者	90
2	行方不明者の捜索	90
3	変死体の届出	90
4	遺体の収容及び処理	90
5	遺体の埋葬	91
第13節	障害物除去計画	92
1	実施責任者	92
2	除去の対象	92
3	除去の方法	92
4	障害物の集積場所等	92
5	費用及び期間	92
第14節	輸送計画	93
1	実施責任者	93
2	輸送の方法	93
第15節	消防防災ヘリコプター活用計画	94
1	運航体制	94
2	緊急運航の要請	94
3	要請方法	94
4	要請先	94
5	報告	95
6	消防防災ヘリコプターの活動内容	95
7	救急患者の緊急搬送手続等	95
8	ヘリコプターの離着陸可能地	95
9	安全対策	96
10	消防防災ヘリコプター運航系統図	96
第16節	労務供給計画	102
1	実施責任者	102
2	民間団体への協力要請	102
3	労務者の雇い上げ	103
第17節	文教対策計画	104
1	実施責任者	104
2	応急教育対策	104
3	教育の要領	105
4	学校給食等の措置	105
5	衛生管理対策	105

## 目次

---

6	教科書及び学用品の調達並びに支給	106
7	文化財等に対する措置	106
第18節	住宅対策計画	107
1	実施責任者	107
2	実施の方法	107
3	施工及び資材の調達	109
4	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	109
第19節	被災宅地安全対策計画	112
1	危険度判定の実施の決定	112
2	判定対象宅地	112
3	判定士の業務	112
4	危険度判定実施本部の業務	112
5	事前準備	113
第20節	被災建築物安全対策計画	114
1	応急危険度判定の活動体制	114
2	応急危険度判定の基本的事項	114
第21節	災害警備計画	116
1	災害に関する警察の任務	116
2	災害の予防及び警報の伝達に関する事項	116
3	事前措置に関する事項	116
4	避難に関する事項	116
5	救助に関する事項	117
6	応急措置に関する事項	117
7	災害時における広報	117
8	災害時における通信計画に関する事項	117
9	交通規制に関する事項	117
第22節	広域応援派遣計画	119
1	実施機関	119
2	実施内容	119
3	応援協定等	119
第23節	自衛隊災害派遣要請計画	120
1	災害派遣要請要求基準	120
2	災害派遣要請の要領	120
3	災害派遣部隊の受入態勢等	120
4	派遣部隊の撤収要請	121
5	経費等	121
第24節	防災ボランティアとの連携計画	124
1	ボランティア団体等の協力	124

2	ボランティアの受入	124
3	ボランティア団体等の活動	124
4	ボランティア活動の環境整備	124

## 第6章 地震災害対策計画

第1節	総則	125
1	計画の目的	125
2	基本方針	125
第2節	妹背牛町付近の断層帯	126
1	断層帯の位置及び形態	126
2	断層帯の過去の活動	126
3	断層帯の将来の活動	126
4	今後に向けて	126
第3節	火災予防計画	129
1	地震による火災の防止	129
2	火災予防の徹底	129
3	消防査察の強化指導	129
4	消防力の整備	129
5	消防計画の整備強化	130
第4節	危険物等災害予防計画	131
1	危険物事業所等に対する指導の強化	131
2	危険物保安対策	131
3	火薬類保安対策	131
4	高圧ガス保安対策	132
第5節	建築物等災害予防計画	133
1	建築物の防災対策	133
第6節	液状化災害予防計画	134
1	基本的な考え方	134
2	液状化対策の推進	134
第7節	地震に関する防災知識の普及	135
1	町職員に対する防災教育	135
2	町民に対する防災知識の普及	135
3	学校教育における防災教育	136
第8節	町民の心構え	137
1	家庭における措置	137
2	職場における措置	137
3	運転者のとるべき措置	138
第9節	応急対策計画	139



1	応急対策活動	139
2	通信連絡の対策	139
3	広報活動	139
4	消火対策	140
5	避難対策	140
6	救出対策	141
7	その他応急対策	141

## 第7章 事故災害対策計画

第1節	鉄道災害対策計画	143
1	災害予防	143
2	災害応急対策	143
3	災害広報	144
4	応急活動体制	144
5	救助救出活動	144
6	医療救護活動	144
7	消防活動	145
8	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	145
9	交通規制	145
10	危険物流出対策	145
11	自衛隊派遣要請	145
12	広域応援	145
第2節	道路災害対策計画	146
1	災害予防	146
2	災害応急対策	146
3	災害広報	147
4	応急活動体制	148
5	救助救出活動	148
6	医療救護活動	148
7	消防活動	148
8	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	148
9	交通規制	148
10	危険物流出対策	148
11	自衛隊派遣要請	149
12	広域応援	149
第3節	危険物等災害対策計画	150
1	危険物等の定義	150

## 目次

---

2	災害予防	150
3	災害応急対策	150
4	災害広報	151
5	応急活動体制	152
6	災害拡大防止	152
7	消防活動	152
8	避難措置	152
9	救助救出及び医療救護活動等	152
10	交通規制	152
11	自衛隊派遣要請	152
12	広域応援	153
第4節	大規模な火事災害対策計画	154
1	災害予防	154
2	災害応急対策	154
3	災害広報	154
4	応急活動体制	155
5	消防活動	155
6	避難措置	155
7	救助救出及び医療救護活動等	155
8	交通規制	155
9	自衛隊派遣要請	156
10	広域応援	156
第5節	航空災害対策計画	157
1	災害予防	157
2	災害応急対策	157
3	災害広報	157
4	応急活動体制	158
5	救助救出活動	158
6	医療救護活動	158
7	消防活動	158
8	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	158
9	交通規制	158
10	防疫及び廃棄物処理等	158
11	自衛隊派遣要請	158
12	広域応援	158
第8章	災害復旧計画	160

## 目次

---

1	実施責任者	160
2	復旧事業計画の概要	160
3	災害復旧予算措置	160
4	激甚災害に係る財政援助措置	160
5	応急金融対策	161

## 資 料 編

### ☆防災関係条例

- 1 妹背牛町防災会議条例 . . . . . 162
- 2 妹背牛町災害対策本部条例 . . . . . 164

### ☆協定関係

- 1 災害発生時における妹背牛町と妹背牛郵便局の協力に関する協定 . . . 165
- 2 災害時の応急措置に関する協定書 . . . . . 167
- 3 震度情報ネットワークシステムに係る協定書 . . . . . 169
- 4 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 . . . . . 171
- 5 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目 . . 175
- 6 滝川地区・深川地区消防相互応援協定書 . . . . . 177
- 7 災害時における応急対策業務に関する協定書 . . . . . 179
- 8 災害時における郵便局事業株式会社旭川東支店、妹背牛町間の協力に関する協定 . . . . . 181
- 9 災害等の発生時における妹背牛町と北海道エルピーガス災害対策協議会の  
応急・復旧活動の支援に関する協定 . . . . . 183
- 10 災害時協力協定書 . . . . . 186

### ☆その他

- 1 妹背牛町避難行動要支援者施設(連絡先)一覧 . . . . . 188

## 第1章 総 則

### 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき妹背牛町防災会議が作成する計画で、妹背牛町の地域に係る防災に関し、妹背牛町及び妹背牛町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱及び妹背牛町の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の受令及び伝達、避難、消火、救護、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事、又はそれに伴う労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する事など災害対策等を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための対策について定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- (3) 水防法 水防法（昭和24年法律第193号）をいう。
- (4) 町防災会議 妹背牛町防災会議条例（昭和40年妹背牛町条例第22号。以下「防災会議条例」という。）第1条に規定する妹背牛町防災会議をいう。
- (5) 本部 妹背牛町災害対策本部条例（昭和38年妹背牛町条例第16号。以下「災害対策本部条例」という。）第1条に規定する妹背牛町災害対策本部（以下「本部」という。）をいう。
- (6) 町防災計画 防災会議条例第2条第1号に規定する妹背牛町地域防災計画をいう。
- (7) 防災関係機関 防災会議条例第3条第5項各号に掲げる委員の属する機関をいう。
- (8) 災害 基本法第2条第1号に規定する災害
- (9) 防災 基本法第2条第2号に規定する防災

## 第3節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- (1) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (3) 新たな計画を必要とするとき。
- (4) 防災基本計画の修正が行われたとき。
- (5) その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議及び防災会議の採決を要せず、その結果を北海道知事及び防災会議構成団体等に報告するものとする。

## 第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### 1 妹背牛町

#### (1) 町長部局

- ア 町防災会議に関すること。
- イ 本部の設置及び組織の運営に関すること。
- ウ 住民の自主防災組織の育成に関すること。
- エ 地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- オ 防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。
- カ 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
- キ 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。
- ク 災害応急対策、特殊災害対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- ケ 避難の勧告又は指示に関すること。
- コ 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
- サ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
- シ 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。
- ス 避難行動要支援者の擁護に関すること。
- セ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。

#### (2) 教育委員会事務局

- ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。
- イ 文教施設の被害調査及び報告に関すること。
- ウ 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

### 2 指定地方行政機関

#### (1) 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所

- ア 所轄国道の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
- イ 災害時における所管国道の交通の確保に関すること。
- ウ その他所有物件の管理に関すること。

#### (2) 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川河川事務所

所轄河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

#### (3) 農林水産省北海道農政事務所地域第1課

- ア 災害時における米穀の確保、応急配給及び緊急輸送に関すること。
- イ 災害応急飼料対策に関すること。

- (4) 厚生労働省北海道労働局滝川労働基準監督署  
事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
- (5) 厚生労働省北海道労働局滝川公共職業安定所深川出張所
  - ア 被災地域における労働力の供給に関すること。
  - イ 被災失業者の職業紹介に関すること。
  - ウ 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
  - エ 災害時における求職者給付の支給の特別措置に関すること。

### 3 自衛隊(陸上自衛隊旭川駐屯地第2特科連隊)

災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関すること。

## 4 北海道

- (1) 空知総合振興局
  - ア 防災に関する食糧の供給、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。
  - イ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
  - ウ 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。
  - エ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
  - オ 災害時におけるボランティア活動に関すること。
  - カ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
  - キ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。
- (2) 空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所
  - ア 水防技術の指導に関すること。
  - イ 所轄道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
  - ウ 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
- (3) 空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）
  - ア 医療施設及び衛生施設等の被害報告に関すること。
  - イ 災害時における医療救護活動の推進に関すること。
  - ウ 災害時における防疫活動に関すること。
  - エ 災害時における給水等環境衛生活動の推進に関すること。
  - オ 食品衛生の指導及び監視に関すること。
- (4) 空知農業改良普及センター北空知支所
  - ア 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。
  - イ 被害地の病虫害防除の指導に関すること。
- (5) 北海道企業局鷹泊発電管理事務所
  - ア 所轄のダム施設等の防災管理に関すること。
  - イ ダムの放流等に関し、町及び関係機関との連絡調整に関すること。



## 5 深川警察署

- ア 災害時における住民の避難誘導及び被災者の救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- イ 災害の気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達及び災害情報の収集に関すること。
- ウ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- エ 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- オ 危険物に対する保安対策に関すること。
- カ 広報活動に関すること。
- キ 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

## 6 深川地区消防組合深川消防署妹背牛支署

- ア 消防活動に関すること。
- イ 水防活動に関すること。
- ウ その他災害時における救急救助活動に関すること。

## 7 指定公共機関

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社旭川保線所深川保線管理室
  - ア 災害時における鉄道による輸送の確保に関すること。
  - イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関に支援を行うこと。
- (2) 郵便局株式会社北海道支社妹背牛郵便局
  - ア 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
- (3) 郵便事業株式会社北海道支社旭川東支店
  - ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。
  - イ 郵便の非常取扱いに関すること。
- (4) 北海道電力株式会社深川営業所
  - ア 電力供給施設の防災対策に関すること。
  - イ 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
- (5) 日本通運株式会社深川支店
  - 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
- (6) 東日本電信電話(株)北海道支店
  - 災害時における電気通信の確保に関すること。
- (7) 株式会社 NTT ドコモ北海道支社・KDDI 株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社
  - 緊急速報メールに関すること。

## 8 指定地方公共機関

- (1) 深川土地改良区及び秩父別土地改良区

- ア 水門、樋門、導水路及び溜池の防災対策に関すること。
- イ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

(2) 深川医師会

災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助の実施に関すること。

(3) 空知歯科医師会深川地区

災害時における歯科医療活動に関すること。

**9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者**

(1) 北いぶき農業協同組合

- ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- イ 被災組合員に対する融資及びそのあつ旋並びに生産資材、生活物資及び家畜飼料等の確保に関すること。
- ウ 保険金や共済金支払の手續に関すること。

(2) 妹背牛商工会

- ア 災害時における救援用物資及び復旧資材確保についての協力に関すること。
- イ 被災商工業者の経営指導及び復旧資金のあつ旋に関すること。

(3) 妹背牛建設業協会

災害時における応急土木工事の支援活動に関すること。

(4) 空知中央バス株式会社深川営業所

災害時におけるバス等による輸送の確保に関すること。

(5) 運送事業者

- ア 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援と行うこと。
- イ 災害による復旧資材の輸送について協力すること。

(6) 危険物関係施設管理者

災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。

(7) 電気通信事業者

災害時における電気通信の確保に関すること。

## 第5節 妹背牛町の地勢と災害の概要

### 1 妹背牛町の地勢及び位置

本町は、北海道の中央西部に位置し、東は深川市、南は石狩川を隔てて滝川市に、西は雨竜川を堺にして雨竜町及び北竜町に対し、北は秩父別町に対してしている。

山や丘陵地帯は全くなく、池や沼地の少ない平坦で肥沃な土地は農耕に適しており、その72%が農耕地である

東端 東経 141° 59' 58"

西端 西経 141° 53' 43"

南端 南緯 43° 35' 53"

北端 北緯 43° 44' 47"

面積 総面積 48.64km<sup>2</sup>

地質 未固結砂礫、粘土質からなる第4紀更新世の沖積層及び第4紀更新世の洪積層、そして透水層、帯水層である第3紀鮮新世の深川層群が分布している。

### 2 気象

本町の平均気温は6℃前後であるが、夏季の気温は30℃を超えることもあり、また冬季には零下20℃に達することもしばしばある。

降水量は、年平均1,000mm前後で、道内各地と大差はない。

冬期間の降雪は比較的多く、4月中旬頃、ようやく融雪をみる。

### 3 災害の記録

本町地域内に発生した過去の主なる災害は、次の表のとおりである。

#### (1) 風水害

災害種別	発生年月	災害概要
水害	昭和56年8月	集中豪雨 被害総額 454,481千円 床上浸水 28戸 床下浸水 114戸 農業被害 1,432ha

第1章 総則

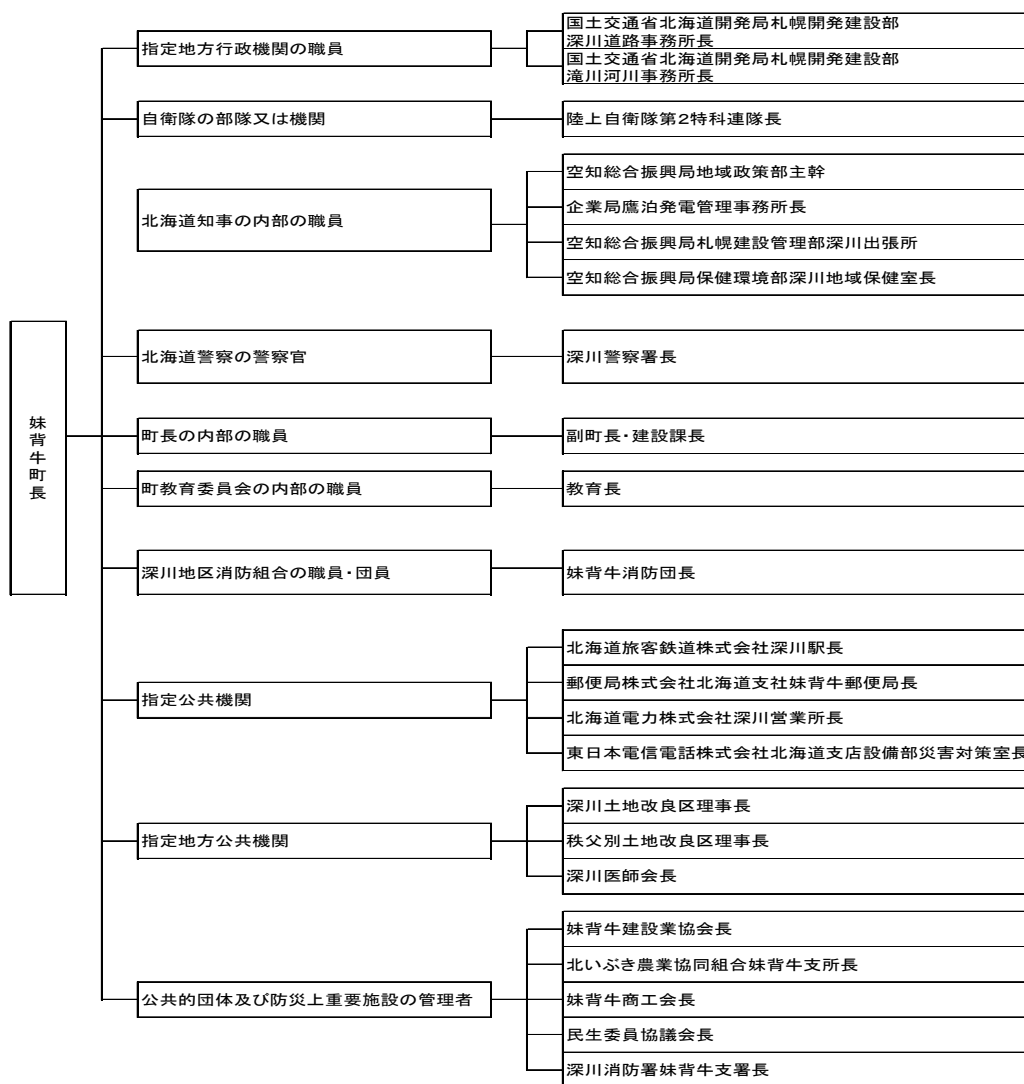
災害種別	発生年月	災害概要	
水害	昭和63年8月	集中豪雨 床上浸水 床下浸水 農業被害 土木被害	被害総額 530,081千円 40戸 125戸 810 ha 7ヶ所
風害	平成14年1月	強風 住宅被害 非住宅被害	被害総額 104,909千円 31戸 29棟
	平成16年9月	台風 住宅被害 非住宅被害 農業被害 水稻 小豆 その他	被害総額 608,982千円 一部破損 87戸 全・半壊 188棟 1,947 ha 33.75 ha 29.94 ha

## 第2章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

### 第1節 防災会議

防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく妹背牛町防災会議条例第3条第5項に掲げる者を委員として組織するものであり、その所管事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行うものである。



第2節 災害対策本部

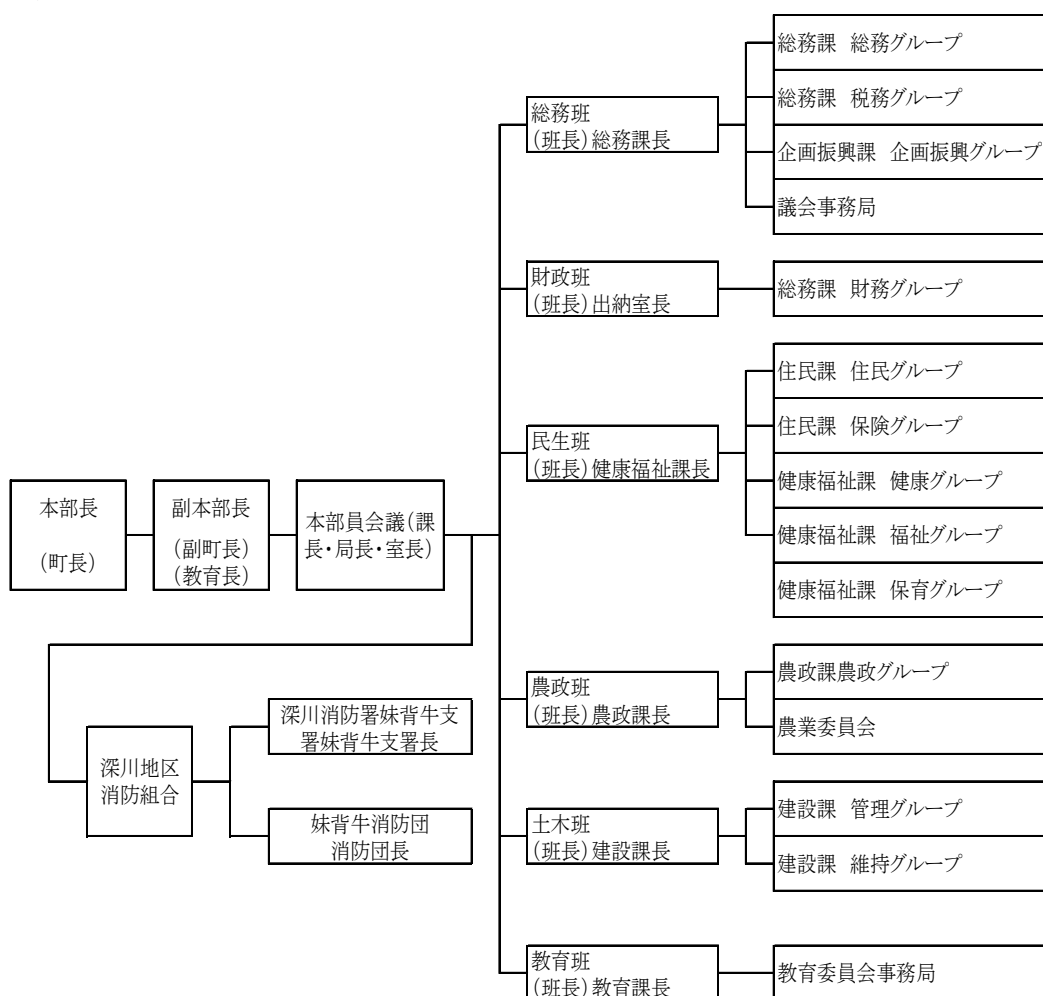
町長は、町の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条第1項及び災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、強力に防災活動を推進するものとする。

1 本部の組織

災害対策本部の組織は、別表第1のとおりとする。

別表第1

組織



## 2 本部の設置基準等

### (1) 本部の設置基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるときは、基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し災害応急対策を実施する。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に総合的な対策を要するとき。

ウ 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表され、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

エ 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき、若しくは地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

### (2) 本部の設置

本部を設置したときは、直ちに全職員に電話等で周知する。

### (3) 本部の廃止

町長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

## 3 本部の設置又は廃止の通知及び公表

本部を設置又は廃止したときは、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、住民に対しては報道機関等により周知する。

## 4 運営

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

### (1) 本部会議の協議事項

ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。

イ 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 自衛隊等関係機関に対する応援の要請及び救助法適用の申請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要な事項

### (2) 本部会議の開催

ア 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。

イ 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

エ 本部員は、会議の招集が必要と認めるときは、総務班長にその旨申し出るものとする。

### (3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

### 5 本部設置における事務分掌

本部設置時における事務分掌は、次のとおりとする。

[総務班]

分 担 業 務
1 災害対策の総括に関すること。
2 災害対策本部の設置及び運営に関すること。
3 防災会議に関すること。
4 防災会議及びその他関係機関との連絡調整に関すること。
5 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の収集及び伝達に関すること。
6 災害時の非常通信計画の作成及び実施に関すること。
7 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関すること。
8 庁内の非常配備体制に関すること。
9 各班との連絡調整に関すること。
10 自衛隊派遣要請に関すること。
11 職員の非常招集に関すること。
12 職員等の食糧・寝具等の調達及び配布に関すること。
13 職員の被害状況調査に関すること。
14 車の借上及び町有車両の運行管理に関すること。
15 災害時の輸送計画及び車両の運行実施に関すること。
16 班内の連絡調整に関すること。
17 住民組織の出動要請に関すること。
18 関係河川の水位雨量の情報収集に関すること。
19 災害日誌及び記録に関すること。
20 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の広報に関すること。
21 被害情報の発表等の報道機関との連絡に関すること。
22 災害情報記事の災害写真の撮影・収集に関すること。
23 被災地の巡回公聴活動に関すること。
24 一般的被害（人的被害・住宅被害・非住宅被害）の調査に関すること。
25 被害者名簿の作成に関すること。
26 救助法の適用業務に関すること。
27 避難勧告又は指示の発令に関すること。
28 災害補償に関すること。
29 炊き出し及び食品給与に関すること。
30 災害時の防犯に関すること。
31 災害時における交通安全に関すること。
32 商工業者の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
33 被災商工業者の援護及び経営指導に関すること。
34 災害時の消費物価の確保に関すること。
35 災害時の物価対策に関すること。
36 労務相談及び労務者の雇い上げに関すること。
37 災害時の危険物の保安に関すること。
38 その他各班に属さないこと。



[財政班]

分 担 業 務
1 災害予算及び決算に関すること。
2 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること。
3 災害応急対策等に要する資材・物品の購入及び経理に関すること。
4 町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。

[民生班]

分 担 業 務
1 住民の避難誘導に関すること。
2 要支援者の避難誘導に関すること。
3 避難施設の設計計画及び実施に関すること。
4 義援金品の受付、配布に関すること。
5 救援物資に関する調達、給与に関すること。
6 被災相談に関すること。
7 保育所園児の避難誘導及び災害時の保育所の管理運営に関すること。
8 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
9 行方不明者の捜索に関すること。
10 死体の火葬に関すること。
11 日赤救助機関との連絡調整に関すること。
12 被災地の環境衛生に関すること。
13 班内の連絡調整に関すること。
14 保健所及び医療機関等との連絡調整に関すること。
15 災害時の医療及び助産に関すること。
16 災害時の防疫に関すること。
17 被災地の死亡獣畜の処理等に関すること。
18 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。
19 医療施設の被害状況及び応急対策等に関すること。
20 被災者の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関すること。
21 被災者の健康管理指導に関すること。
22 医療対策本部の設置における医療部隊の編成及び巡回診療等運営に関すること。
23 医療救護所の設置運営に関すること。
24 医療部隊の出動等、医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関すること。
25 班内の連絡調整に関すること。

〔農政班〕

分 担 業 務
1 農業施設及び農作物等の被害調査及び応急対策等に関する事。
2 農地及び農業施設の災害復旧対策に関する事。
3 被災農家の援護に関する事。
4 農作物の防疫に関する事。
5 農業協同組合等との連絡調整に関する事。
6 家畜の被害調査及び応急対策等に関する事。
7 家畜の防疫及び衛生に関する事。
8 土地改良事業の被害調査及び災害復旧対策に関する事。
9 災害時の応急食糧の確保・供給に関する事。
10 その他農業被害に関し各班に属さない事。

〔土木班〕

分 担 業 務
1 道路橋りょう及び河川の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。
2 交通不能箇所の調査及び運行路線の確保に関する事。
3 除雪に関する事。
4 障害物の撤去に関する事。
5 災害応急資材の確保、輸送及び配分に関する事。
6 建築物の被害調査及び災害復旧対策に関する事。
7 応急仮設住宅の設置に関する事。
8 災害時における住宅等の応急修理に関する事。
9 災害時の建築用資材の確保、供給に関する事。
10 被災地の住宅建築指導に関する事。
11 土木建設用機械の確保・運用に関する事。
12 内水排除活動及び連絡調整に関する事。
13 内水排除に要する応急資器材の調達・配置・保管等に関する事。
14 班内の連絡調整に関する事。
15 災害時における非常応急給水に関する事。
16 水道施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。
17 被災地の水道料金等の減免等に関する事。
18 下水道施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。
19 班内の連絡調整に関する事。

[教育班]

分 担 業 務	
1	災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること。
2	教育施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
3	災害時の応急教育に関すること。
4	被災児童・生徒に対する学用品・教科用図書等の給与に関すること。
5	被災学校の医療及び防疫等に関すること。
6	災害時の学校経営指導に関すること。
7	社会教育施設入場者の避難誘導に関すること。
8	社会教育施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
9	文化財等の保護及び応急対策等に関すること。
10	災害時における学校給食の確保に関すること。
11	共同給食調理施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
12	班内の連絡調整に関すること。

第3節 本部の配備体制

1 非常配備の基準

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。

非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

区分	配備の時期	配備の内容	任務	担当課
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 町内に震度4の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要があると認めたとき。	1 情報連絡のため総務課があたる。 2 情報連絡のため各課長等をもってあたるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務課 各課長
第2非常配備	1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要があると認めたとき。	災害応急対策に関係のある各班の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	全職員
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合または被害が甚大であると予想される場合、これらの被害が発生した場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 予想されない重大な災害が発生したとき。 4 その他本部長が必要があると認めたとき。	本部全員をもってあたるので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制とする。	災害業務全般の実施	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 本部各班の動員

(1) 動員（招集）の方法は次のとおりとする。

ア 総務グループは、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。

イ 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。

ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）は、本計画の定めに基づいて行うものとする。

オ 本部が設置されていない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

### 3 非常配備体制の活動要領

#### (1) 本部の活動開始及び終了

##### ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

##### イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部の活動を終了し解散するものとする。

#### (2) 非常配備体制下の活動

##### ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 総務班長は、气象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の收受・伝達等を行う。
- (イ) 総務班長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。
- (ウ) 関係各班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- (エ) 第1非常配備につく職員の数人は、状況により各班長において増減する。

##### イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
- (イ) 各班長は情報の収集伝達体制を強化する。
- (ウ) 総務班長は関係班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。
- (エ) 各班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
  - a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
  - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
  - c 関係班及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

##### ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が発令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動を随時本部長に報告するものとする。

(3) 本部連絡員及び本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び情報収集責任者を置くものとする。

ア 本部連絡員

(ア) 本部長が必要と認めるときは、本部連絡員は総務班を当てる。

(イ) 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班に伝達するものとする。

イ 情報収集責任者

(ア) 本部の設置後、必要に応じて本部情報収集責任者を置く。

(イ) 本部情報収集責任者は、職員のうちから総務班長が指名する。

(ウ) 本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たる。

#### 4 本部を設置しない場合の準用

町長は、本部の設置に至らない小規模災害等で、次の各号のいずれかに該当するときは、本節1から3までの規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

(1) 風雨、風雪、大雨、大雪等の注意報等が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。

(2) 局地的に比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。

(3) 本部の設置前又は本部の廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。(町長が招集する対策会議は、本部が設置された場合の本部員会議に準じて対策を行う。)

## 第4節 住民組織等への協力要請

### 1 住民組織等の協力

災害時において、各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所と、被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (7) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (8) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (9) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項

### 2 協力要請先

- (1) 住民組織及び団体

住民組織及び団体
第1区
第2区
第3区
第4区
第5区
第6区
第7区
第8区
第9区
第10区
第11区

## 第3章 災害情報通信計画

災害関係の気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達及び情報の収集、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達について、次のとおり定める。

### 第1節 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達計画

#### 1 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の種類及び発表基準

##### (1) 注意報発表基準

風雪（平均風速）		10 m/s 雪による視程障害を伴う
強風（平均風速）		12 m/s
大雨	1時間雨量	30 mm以上
	3時間雨量	50 mm以上
	土壌雨量指数基準	92以上
洪水	流域雨量指数基準	大鳳川流域=6以上
大雪		30 cm 現地の12時間降雪の深さ
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾燥		最小湿度30%以下、実効湿度60%以下
濃霧（視程）		陸上200m以下
霜（最低気温）		3℃以下
低温	5月～10月（平均気温）	平年より5℃以上低い日が2日以上継続
	11月～4月（最低気温）	平年より8℃以上低い
着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
融雪		70 mm：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
記録的短時間大雨情報		1時間雨量：100 mm

##### (2) 警報発表基準

暴風（平均風速）		18 m/s以上
暴風雪（平均風速）		16 m/s以上 雪による視程障害を伴う
大雨	1時間雨量	50 mm以上
洪水	1時間雨量	50 mm以上
	流域雨量指数基準	大鳳川流域=12
大雪		50 cm以上 現地の12時間降雪量の深さ



(3) 特別警報発表基準

ア 気象に関する特別警報の発表基準

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれ  
が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

イ 地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけられる。

具体的には、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけられる。この特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表する。

現象の種類	基準
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

(4) 特別警報の種類と概要

特別警報の種類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(5) 緊急地震速報

緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(6) 緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	緊急地震速報や地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
北海道	北海道道央	空知地方北部	妹背牛町

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことがある。

**2 気象予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の伝達系統及び方法**

札幌管区気象台等の発する気象、水防等に関する気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達方法は、予警報伝達系統図（別紙1）に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 注意報及び警報は、通常の勤務時間中は総務課（総務グループ）が、勤務時間外は宿日直業務員が受理する。
- (2) 注意報及び警報を受理した場合は、気象情報等受理簿に記載し、直ちに総務課長に連絡し指示を受け、必要に応じて関係課長に連絡するものとする。

気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等伝達責任者

伝 達 先	伝達責任者	伝 達 方 法	備 考
庁内関係各課等	総務課長	口頭・庁内放送	
庁外関係各課等		電話・口頭	
深川地区消防組合深川消防署妹背牛支署			
関係機関・団体			
区長			
保育所	住民課長		
各学校・幼稚園	教育課長		

- (3) 夜間、休日等において宿日直業務員が気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等を受けたときは、気象情報等受理簿に記載するとともに、次に掲げる警報については総務課長（不在のときは、総務課防災担当）に連絡し、当直明けの際に気象情報等受理簿（様式第1号）を総務課長に提出するものとする。

ア 気象警報等

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水

イ 各種警報

浸水、洪水、水防

ウ その他特に重要と認められる各種注意報

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに総務課長（不在のときは、総務課防災担当）に連絡するものとする。

気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものについては、当直明けの際に気象情報等受理簿を総務課長へ提出するものとする。

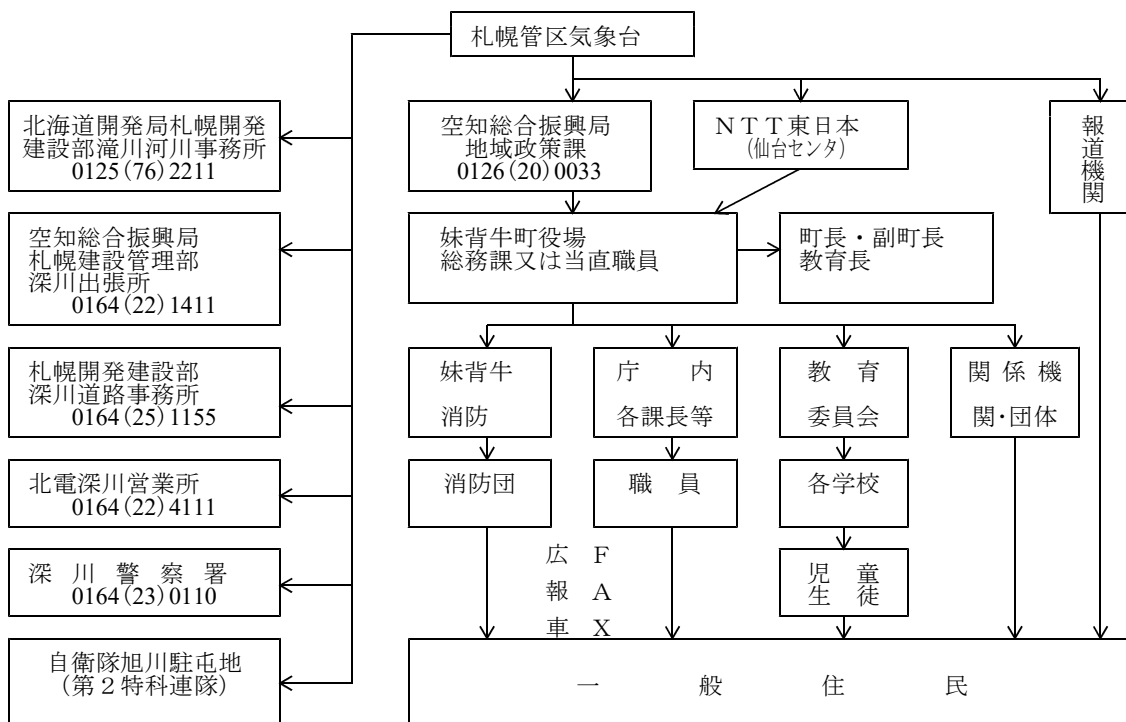
様式第1号

気象情報等受理簿

年	月	日	午前 午後	時	分	受信方法
						電話・無線・その他
発信者				受信者		
予警報 の種類				発表 時刻	午前 午後	時 分
受 理 事 項						
処 理 方 法						

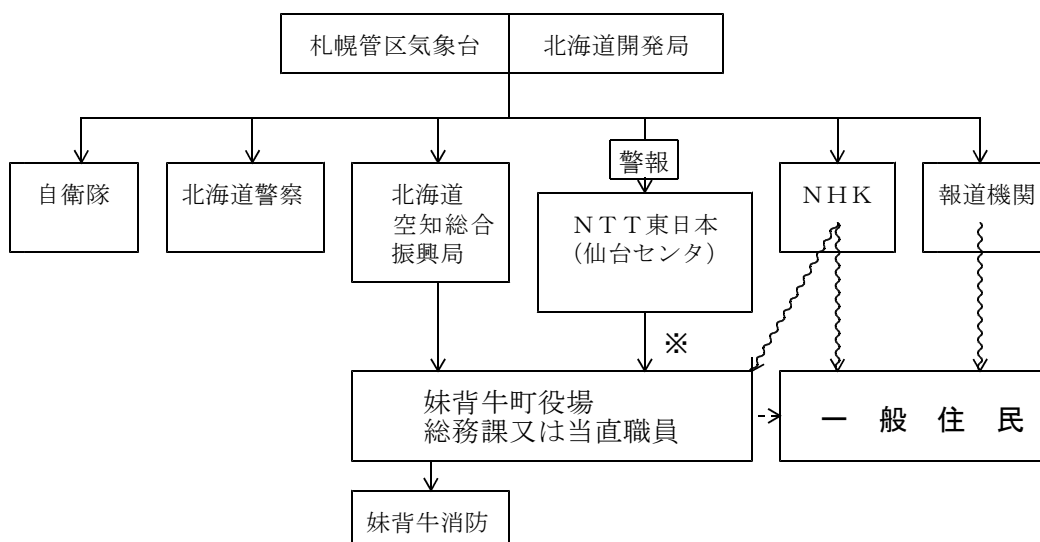
別紙1

気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等伝達系統図



洪水予報伝達系統図

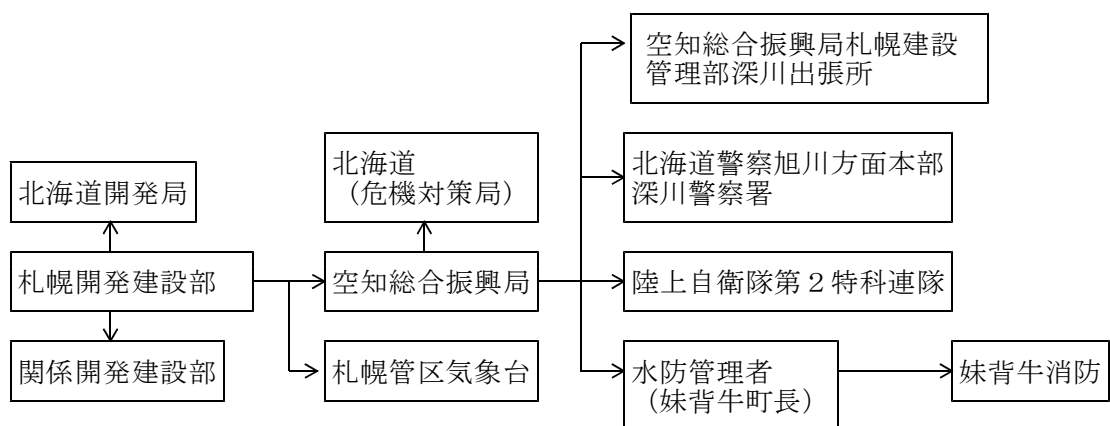
(1) 北海道開発局と札幌管区気象台が協同で発表した場合



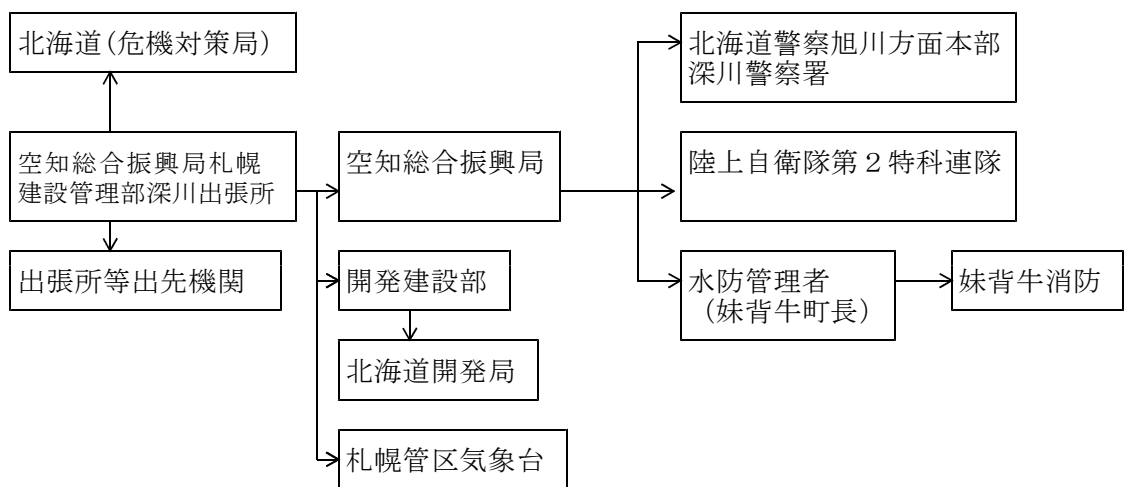
※印は警報発表時のみ

水防警報伝達系統図

(1) 北海道開発局が発表した場合



(2) 北海道が発表した場合



## 第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための方法については、この計画の定めるところによる。

### 1 公衆通信施設の利用

災害時における通信方法は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。なお、「非常扱いの通話」及び「緊急扱いの通話」の取扱いは、電気通信事業法第8条の規定により、市外電話交換取扱局からあらかじめ承認を受けた番号の加入電話をもって、所轄N T T（102番）に「非常」又は「緊急」の旨を告げて通話を請求し、関係機関等に通知するものとする。

### 2 専用無線施設の利用・整備

妹背牛町行政防災無線（移動局を含む。）を利用して、現地情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。また、災害時の伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機）の整備を進め、高齢者や障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

### 3 専用通信施設の利用

深川警察署の専用電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

### 4 通信途絶時の連絡方法

災害により通信が不可能になった場合には、アマチュア無線に協力を要請するとともに、自動車、オートバイ、徒歩等で伝達員を派遣し、口頭等により連絡するものとする。

災害時優先電話番号

No.	電話番号	設置場所
1	0164(32)2290	妹背牛町役場総務課
2	0164(32)2031	妹背牛町役場総務課
3	0164(32)3205	妹背牛町役場総務課
4	0164(32)2560	妹背牛町役場建設課
5	0164(32)2457	妹背牛小学校
6	0164(32)2446	妹背牛中学校
7	0164(32)2414	妹背牛町役場総務課
8	0164(32)2410	妹背牛町役場総務課
9	0164(32)2081	町民会館
10	0164(32)2501	認定子ども園妹背牛保育所

### 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等を円滑に行うための計画である。

#### 1 異常現象発見時における措置

##### (1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに町（役場総務課）、警察署又は消防機関（消防支署）のうち最も近いところに通報するものとする。

##### (2) 警察官等から町への通報

発見者から通報を受けた警察署、消防機関等の各機関は、その内容を確認し直ちに町役場（総務課）に通報するものとする。

##### (3) 町から各機関への通報及び住民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により各関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。

住民への周知徹底は、次に示す「災害情報連絡系統図」及び「本章 第1節中の気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等伝達系統図」により行うものとする。

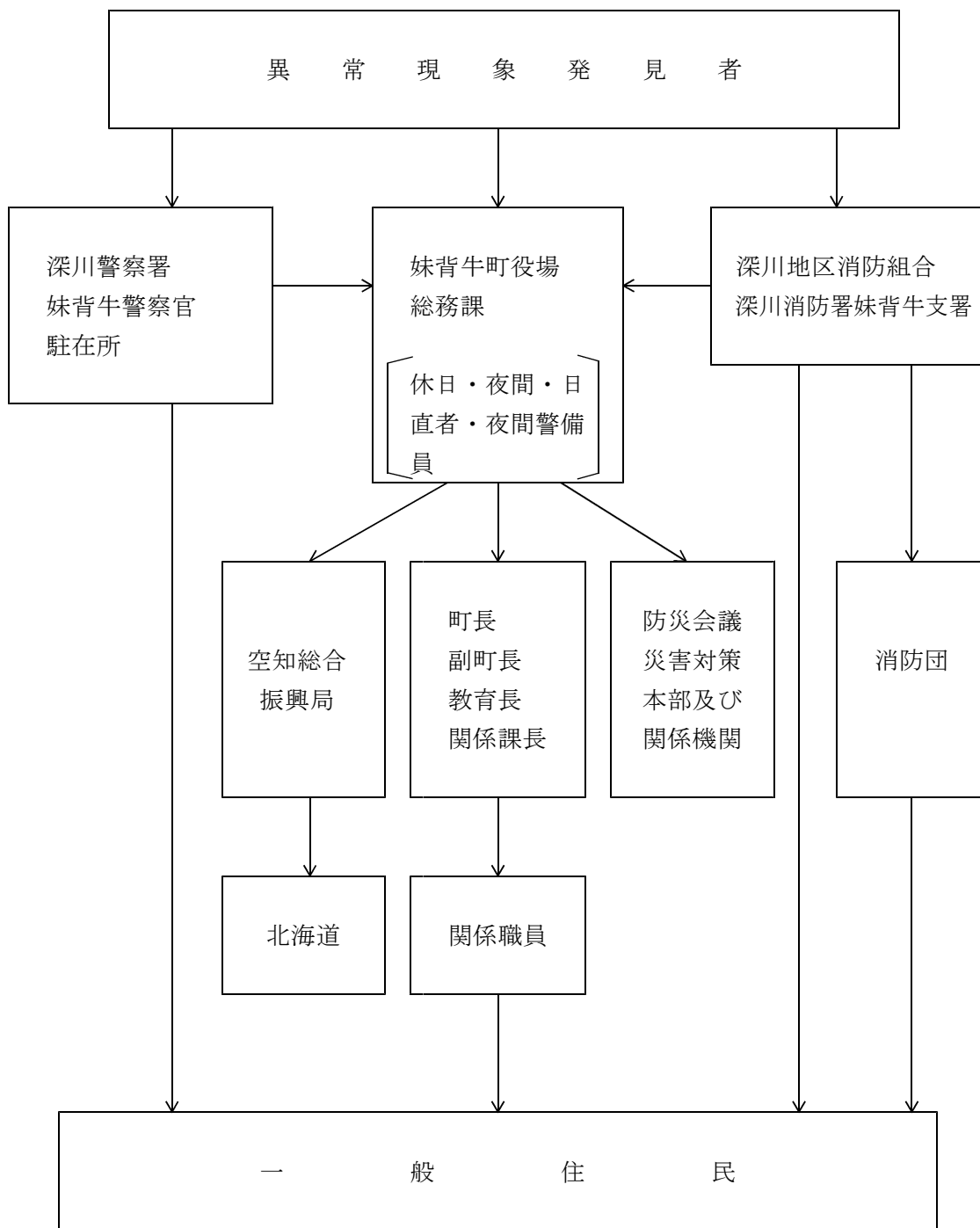
##### (4) 通報の取扱

(1)により通報を受理したものは、通報及び災害情報、被害状況等を総務課長又は総務課防災担当へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間にあつては、日直者又は夜間警備員が受理し、総務課長又は総務課防災担当へ報告し、その指示を受けるものとする。



災害情報連絡系統図



## 2 災害情報等の収集及び報告

### (1) 情報の収集

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各班が所管事項について責任をもって行い、集計等は総務班で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。また、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区の情報連絡責任者を通じて迅速に調査収集するものとする。

### (2) 情報の報告

災害が発生してから応急措置が完了するまでの情報の報告は、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を北海道知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。また、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの、「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き継ぎ消防庁に報告するものとする。また、通信途絶等により北海道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

（災害情報等報告取扱要領）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

## 1 報告の対象

災害情報等の報告は、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- ア 人的被害、住宅被害が発生した場合
- イ 救助法の適用基準に該当する程度の場合
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われる場合
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で、妹背牛町が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められる場合
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められる場合
- カ 地震が発生し、震度4以上を記録した場合
- キ その他特に指示があった場合

## 2 報告の種類及び内容

### (1) 災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害情報（様式第2号）により速

やかに把握すること。その場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに被害状況報告（別紙第3号）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別紙第3号）により報告するものとし、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別紙第3号）により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)による他、法令等の定めに従いそれぞれ所要の報告を行うものとする。

**3 報告の方法**

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書（別紙第3号）により報告するものとする。

**4 被害状況判定基準**

被害状況の判定基準は、別紙のとおりとする。

第3章 災害情報通信計画 第3節

様式第2号

災 害 情 報						
報告時限	月 日 時現在	発受信日時	月 日 :			
発信機関			受信機関			
発信担当者			受信担当者			
1 発生場所						
2 発生日時	月 日 :	3 災害の原因				
4 雨量、河川の水位等の状況						
5 交通、通信及び水道等の状況						
6 災害に対してとられた措置	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置				
	(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員	
		(救助実施内容)				
	(3) 避難命令勧告等の状況		(地区名)	(避難場所)	(人員)	(日時)
		自主				
		勧告				
		指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
(5) 応急措置の状況						
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員 町職員 消防職員 消防団員 その他 計	名 名 名 名 名	(イ) 主な活動状況			
7 その他	今後の見通し等					

別紙第3号

被害状況報告 ( 速報 中間 最終 )

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 分現在		
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				受信日時			
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人		⑤ 土木被害	道工事	河川箇所		
	行方不明	人				海岸箇所		
	重傷	人				砂防設備箇所		
	軽傷	人				地すべり箇所		
	計	人				急傾斜地箇所		
② 住家被害	全壊	棟				道路箇所		
		世帯				橋梁箇所		
	半壊	棟			小計箇所			
		世帯			市町村工事	河川箇所		
	一部破損	棟				道路箇所		
		世帯				橋梁箇所		
	床上浸水	棟			小計箇所			
		世帯			港湾箇所			
	床下浸水	棟			漁港箇所			
		世帯			下水道箇所			
計	棟		公園箇所					
	世帯		崖くずれ箇所					
	人		計箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻	
		その他	棟			破損	隻	
	半壊	公共建物	棟		計	隻		
		その他	棟		漁港施設	箇所		
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所		
その他		棟	その他施設		箇所			
			漁具(網)		件			
			水産製品		件			
			その他		件			
			計					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所
			浸冠水	ha			治山施設	箇所
		畑	流失・埋没等	ha			林地	箇所
			浸冠水	ha			林産物	箇所
	農作物	田	ha	その他			箇所	
		畑	ha	小計		箇所		
	農業用施設	農業用施設	箇所	一般民有林		林地	箇所	
		共同利用施設	箇所			治山施設	箇所	
		営農施設	箇所			林地	箇所	
		畜産被害	箇所			林産物	箇所	
その他	箇所	その他	箇所					
計			小計	箇所				
			計	箇所				

第3章 災害情報通信計画 第3節

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪社会教育施設被害			箇所	
	病院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		被 害 計			箇所	
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所		—
火 葬 場		箇所		鉄道施設		箇所			
		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻			
計		箇所		空 港		箇所			
		箇所		水 道		戸		—	
⑨ 商工被害	商 業		件		電 話	回線		—	
	工 業		件		電 気	戸		—	
	そ の 他		件		ガ ス	戸		—	
計			件		ブロック塀等	箇所		—	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			都市施設	箇所		—	
	中 学 校	箇所		計				—	
	高 校	箇所		被 害 総 額					
	その他文教施設	箇所		火災発生	建 物	件			
計	箇所		危 険 物		件				
	箇所		そ の 他		件				
公共施設被害市町村数			団体		消防団員出動延人数			人	
罹災世帯数			世帯		消防職員出動延人数			人	
罹災災者数			人						
消防職員出動延人数			人						
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局)								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別業で報告)									
○災害発生場所									
○災害発生年月日									
○災害の種類概況									
○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意									
○応急対策の状況									
・避難の勧告・指示の状況									
・避難所の設置状況									
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況									
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況									
・自衛隊の派遣要請、出動状況									
・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別紙

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人 的 被 害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1)当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2)A町のものがB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3)氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察機関の調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1)死者欄の(2)(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(診断後入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1)死者欄の(2)(3)を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のために負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(診断後入院、通院、自己療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1)死者欄の(2)(3)を参照</p>
② 住 家 被 害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1)物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2)商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3)住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全ての住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1)同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>

被害区分		判定基準
②  住家  被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳・建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳・建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の損害は含まない。
	一部損壊	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳・建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の損害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。



被害区分		判定基準
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3)土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4)被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1)流失とは、その畑の筆における耕土の厚さ 10 %以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2)埋没とは粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4)被害額の算出は農地の原型復旧に用する費用、又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の損害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流出、埋没等及び侵冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1)侵冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2)倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>

被害区分		判定基準
④ 農業被害	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷、冷凍、冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。

被害区分		判定基準
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設	
⑫社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。	
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。

被害区分		判定基準
⑬ その他	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通信不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	その他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

## 第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について次のとおり定めるものとする。

### 第1節 防災教育及び訓練計画

災害応急対策を円滑かつ迅速に実施し、並びに防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、この計画の定めるところによる。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努める。

#### 1 防災思想の普及

防災関係者及び一般住民に対し、次のような方法により防災思想の普及を図る。

- (1) 広報紙による普及
- (2) 諸行事及び防災訓練等による普及
- (3) ホームページ等による普及
- (4) 防災に関する講演会の実施

#### 2 防災訓練の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、防災訓練を次のとおり実施し、防災に関する技能の向上及び防災知識の普及を図るものとする。

区 分	実施場所	実 施 方 法	所 管
総 合 訓 練	適 当 な 地 区	各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	町防災会議
水 防 訓 練	水害危険区域	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資材器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、水防計画に掲げる訓練を実施する。	
避 難 訓 練	適 当 な 地 区	図上又は実施訓練 水防訓練に併せて避難の指示、伝達方法、	妹背牛町

第4章 災害予防計画 第2節

区 分	実施場所	実 施 方 法	所 管
避 難 訓 練	適 当 な 地 区	避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。	妹背牛町
災 害 通 信 訓 練	適 当 な 地 区	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定の下に訓練を実施する。	妹背牛町
防 災 演 習	全町 適 当 な 地 区	災害図上訓練 地図を利用し、災害時における被害想定に応じて対処方法を検討する。	妹背牛町

第2節 災害危険区域及び整備計画

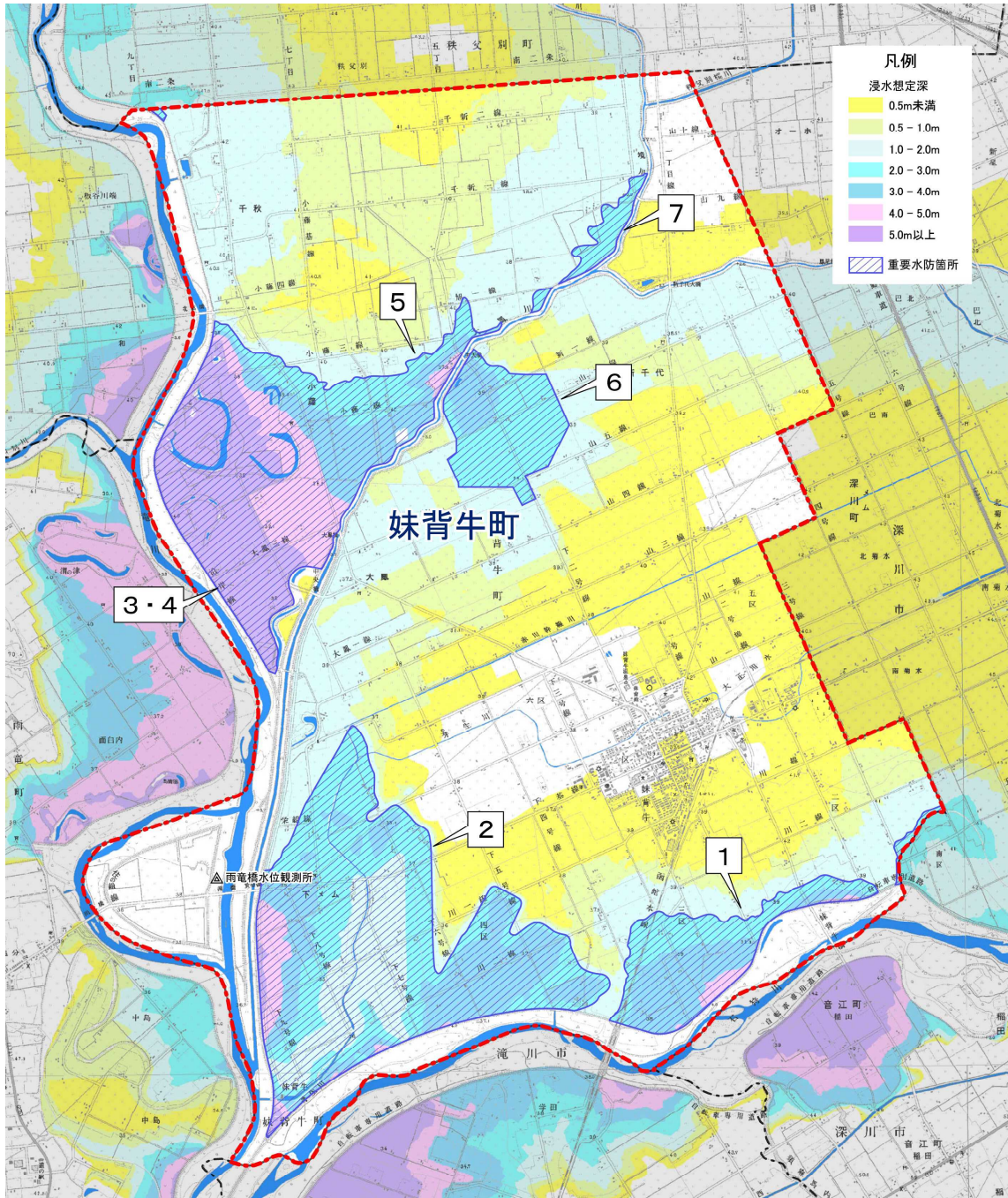
災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 水防危険区域及び浸水想定区域

番号	被害発生予想箇所					予想される被害					
	地 区 名	警戒区	水 系 河 川 等			災害の種別	住 家		公 共 施 設		道 路
		延長	流心距離	水 系	河川名		人口	その他	施設名	収容人員等	交通量 孤立集 落等
1	妹背牛鉄道上流	0.4	111.3	石狩川	石狩川	越水	35	田 10.08ha	—	—	—
2	千秋下流	2.4	7	石狩川	雨竜川	越水	120	田 448.7ha	—	—	—
3	千秋	0.4	12.2	石狩川	雨竜川	越水	56	田 275.3ha	—	—	—
4	千秋	0.6	13	石狩川	雨竜川	越水			—	—	—
5	6丁目半樋門	—	2.68	石狩川	大鳳川(右岸)	漏水	31	田 132.6ha	小藤地区コミュニティーセンター	20	—
6	下2号樋門	—	4.27	石狩川	大鳳川(左岸)	漏水	30	田 100.8ha	—	—	—
7	4丁目樋門	—	4.61	石狩川	大鳳川(右岸)	漏水	2	田 24.2ha	—	—	—

水防危険区域及び浸水想定区域

(平成14年7月5日調査)





2 危険物貯蔵所等所在一覧

	貯蔵所(単位:キロリットル)				取扱所(単位:ℓ)	
	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	給油取扱所	一般取扱所
中田商事(株)				②3	①10.5 ②20 ③1.8	
ホクレン包材(株)	③30	①1.8 ④2.4 ①1.9	③6 ③6 ③5			
三社石炭販売				②3		②10
(有)高橋商店	③15 ②20			②3 ②4	①6 ②24 ③1.8	②5
資源サービス(株)				②3	①10 ②40	
佐藤鑄工(株)			③10			①1 ②0.1
妹背牛排水機場	③10 ③10					
札幌開発建設部滝川河川事務所 (有)太成			②1.9 ②2			
妹背牛町役場			③12 ③3			
北空知衛生施設組合			②5			
森川鉄工(株)						②1.4
北いぶき農協			③28	③3.8 ②3.8 ②3.9	①24 ②24.4 ③1.8	③6
妹背牛町総合体育館			③8			
妹背牛温泉ペベル			③10			
妹背牛石炭販売				②3		
農業集落排水処理施設			②1.9			
老人保健施設りぶれ			③10			
妹背牛排水機場(新千代)	③7					
妹背牛排水機場(北大鳳)	③10					
妹背牛排水機場(8丁目)	③10					
深川地区消防組合妹背牛支署			③4			
妹背牛排水機場(メム)			③60			
妹背牛町農産加工施設			②1.9			
妹背牛小学校			②5			
妹背牛中学校						②5
妹背牛町米穀乾燥調製貯蔵施設	②10					
妹背牛町民会館			②3			
山本幸男	②1.5					
国兼 博	②1.5 ②1.5 ②1.5					
川田信義	②1.5					
堀田昌俊	②1.5					

### 第3節 雪害対策計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところによるものである。

#### 1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- ア 国道路線の除雪は、北海道開発局が行う。
- イ 道道路線の除雪は、北海道が行う。
- ウ 町道路線の除雪は、町が行う。
- エ 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道(株)旭川保線所が行う。

#### 2 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

#### 3 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話(株)北海道支店設備災害対策室は施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

#### 4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)深川営業所は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

#### 5 警戒体制

各関係機関は、札幌管区気象台の発表する気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報及び現地情報を勘案し、必要と認めるときは、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 町長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本部を設置する。
  - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
  - イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模及び範囲から緊急・応急措置を要するとき。
- (2) 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被害者を救出して避難収容するものとする。

## 第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、この計画の定めるところによる。

### 1 気象情報の把握

融雪期においては、札幌管区気象台等の情報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

### 2 水防区域等の警戒

水防区域及びなだれ、地滑り等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町及び消防支署は、住民等の協力を得て既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町は、積雪、捨雪及び結氷等により、河川導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に河川、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

### 3 道路の除雪

道路管理者は、積雪、結氷等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

### 4 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

### 5 住民に対する普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

### 第5節 水防計画

洪水その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、別に定める「妹背牛町水防計画」によるものとする。

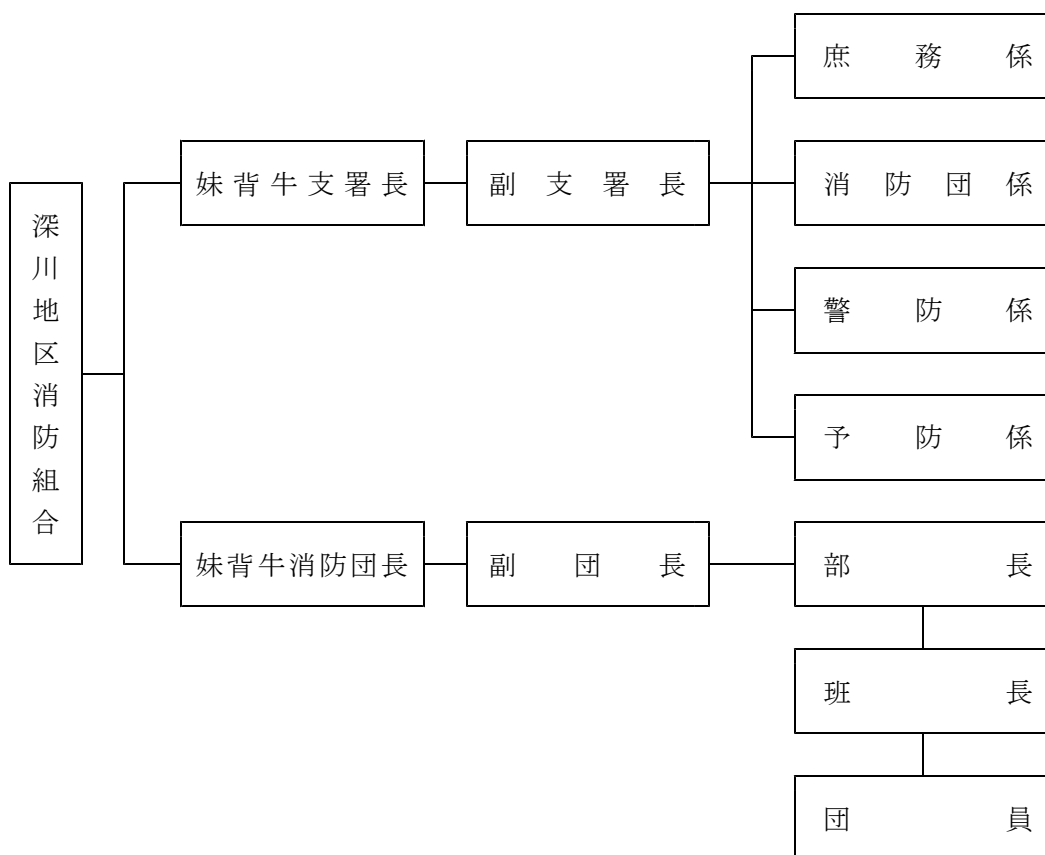
### 第6節 消防計画

この計画は、火災の発生を予防し、また、火災が発生した場合において、その被害を最小限に防止するため、消防の組織及び火災予防対策、警防計画等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 1 消防機関の組織及び機構

消防事務は、地方自治法第284条に基づく一部事務組合である深川地区消防組合において共同処理するものとし、その組織は次のとおりである。

##### (1) 消防組織図



## 2 火災予防

### (1) 火災予防住民運動の促進

#### ア 火災予防運動

春、秋の全道火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動を積極的に推進し、講習会等の開催、防火資料の配布等により防火思想の普及徹底を図る。

#### イ 報道等による防火思想の普及

住民に対し、広報紙等により随時防災に関する知識の普及に努める。

### (2) 火災予防査察

病院、店舗、学校、工場等の公衆の出入りする場所、又は多数の者が勤務する建物及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防職員及び消防団員による火災予防調査を定期的実施する。

### (3) 危険物の規制

危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所における保安基準の遵守並びに危険物保安監督者の保安監督業務の徹底を期するため、消防職員による立入検査の実施及び各種研修会等を開催するとともに、危険物所有者の自主的組織の育成により自衛消防体制の強化に努める。

## 3 警防

### (1) 火災警報

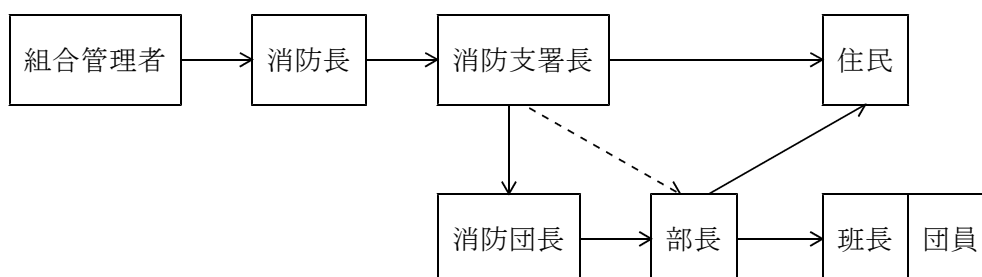
管理者は、北海道知事（空知総合振興局長）から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報を受けたとき、又は気象の状況が次に定める火災警報発令条件となり、火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

#### 火災警報発令条件

実効湿度65%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき。  
実効湿度60%以下のときは風速7m/s以上のとき。

### (2) 火災警報の伝達

火災警報の伝達方法は、次によるものとする。



住民への周知の方法は、サイレン、警鐘の吹打鳴信号及び旗、吹き流しの掲揚、掲示板の掲示並びに広報車等の運行により行う。

火災警報は、消防法施行規則第34条の規定による消防信号（サイレン）による。

(3) 招集及び出動

ア 火災等の災害が発生し又は発生のおそれのあるときは、消防長及び消防団長は、状況を判断し、直ちに必要な消防職（団）員を招集するものとする。

イ 上記の招集は、消防無線、サイレン、電話、放送による拡声伝達により行う。

ウ 火災時における出動区分は、次のとおりとする。

地域	出動区分		第 1 出 動	
	警 戒 ・ 調 査 出 動			
妹背牛町全域	妹背牛支署	1 隊	妹背牛支署	1 隊
	消防団	1 隊	消防団	1 隊

4 相互応援

不測の大規模災害及び境界地域における火災被害を最小限度にとどめるため、隣接市町村と相互応援並びに北海道広域消防相互応援協定による協力体制の確立を図る。

消防相互応援協定締結相手機関

協定締結機関	締 結 年 月 日	連絡先	構 成 市 町 村
滝川地区広域消防事務組合	S 5 0 . 1 0 . 1	0125-23-1252	滝 川 市 新十津川町 雨 竜 町

5 教育訓練

消防職（団）員の体力及び資質の向上並びに消防活動の充実強化については、第1節の防災教育及び訓練計画に基づき必要な教育訓練を行うものとする。

6 消防施設

車両

区分 所属	車種	登録番号	名称	年式	購入		馬力	ポンプ		無線呼出名称	備 考
					年月			製作所	級別		
支 署	日野	旭川800 は 1331	タンク車	H21	H22. 2	380	ニッキ	A-2	もせうしタンク1	水6 t	
	イズズ	旭川831 さ 119	付水槽車	H15	H15. 10	370	モリタ	B-2	もせうし水槽	水10 t	
	トヨタ	旭川800 さ 2122	連絡車	H13	H13. 7	200			もせうし105		
消防団	日野	旭川88 そ 2213 旭川88 そ 1304	ポンプ車	H5	H5. 11	185	モリタ	A-2	もせうし1		
				H3	H3. 10	195			もせうし2		
	シバウラ		小型ポンプ	S58	S58. 10	40	シバウラ	B-2			
			小型ポンプ	H16	H16. 6	58		B-3		予備	

## 第7節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保について、この計画の定めるところによる。

### 1 安全対策

地震発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者が犠牲になる場合が多い。このため、町及び社会福祉施設の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の強化を図る。

#### (1) 町の対策

ア 避難行動要支援者については、本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿への作成・登録を行い、町の関係部署における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理し、把握する。

避難行動要支援者名簿作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。

#### (ア) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ① 要介護認定者で、居宅で生活する者
- ② 介護保険認定申請をしていない要介護者
- ③ 身体障がい者のうち身体障害者手帳を有する者で、居宅で生活する者
- ④ 知的障がい者のうち療育手帳を有する者で、居宅で生活する者
- ⑤ 精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、居宅で生活する者
- ⑥ 一人暮らしの高齢者
- ⑦ 高齢者のみの世帯
- ⑧ 妊産婦
- ⑨ 1歳未満の乳児
- ⑩ 他機関、関係部署から情報提供があった者

#### (イ) 避難行動要支援者名簿の更新

毎年内容を確認し、避難行動要支援者の死亡や住所変更などの変更がある場合、その都度更新を行う。

#### (ウ) 避難行動要支援者名簿を提供する場合の配慮

避難行動要支援者名簿情報の漏えい防止等の管理、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずること。なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、町長が避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

- イ 避難行動要支援者に対しては、個別の避難支援プランを作成し、災害時の情報伝達や避難誘導等を迅速かつ適切に実施する。
- ウ 避難行動要支援者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を設ける。福祉避難所では、避難行動要支援者の身体状況等に応じて環境の整備を行い、随時、見守りや健康相談、こころのケア等の支援を実施する。
- エ 避難行動要支援者が平常時から避難所や避難経路等を確認できるよう、パンフレットを配布する。
- オ 避難行動要支援者施設に対しては、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、情報伝達や避難誘導等を適切に実施する。なお、避難行動要支援者施設の名称等は別に定めるものとする。

## (2) 社会福祉施設の対策

- ア 社会福祉施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、社会福祉施設の管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

- イ 社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連絡のもとに、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化を図る。

- ウ 社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確認するとともに、施設相互の連携強化に資するため町の指導のもと緊急連絡体制を整える。

- エ 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的の実施する。

また、社会福祉施設の管理者、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的の実施する。特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的の実施するよう努める。

## 2 援助活動

町は、避難行動要支援者安否確認を行い、状況に応じた適切な援助活動を行う。

### (1) 避難行動要支援者の安否確認

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、安否確認



を各支援担当者を通じて行う。

(2) 避難所等への移送

避難行動要支援者の所在が確認できた場合には、避難方法についての確認を行い、避難誘導に介助が必要な場合には、車又は徒歩にて避難所等への誘導を行う。

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居に当たり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な支援を行う。

(5) 応援依頼

救助活動及び避難行動要支援者の状況を把握し、適宜道や近隣市町等へ応援を要請する。

### 3 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる避難行動要支援者として位置づけ、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

## 第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設立及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出、救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等避難行動要支援者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

### 2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連携を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障がないよう組織を編成する。

### 4 自主防災組織の活動

#### (1) 平常時の活動

##### ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練は、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(7) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

市町村の一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

また、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(7) 連絡を取る防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難所へ避難した後についても、地域の被害状況、救助活動の状況等に応じて報告し、混乱、流言飛語の防止に努める。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに

に、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する避難行動要支援者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難所へ誘導する。なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況により避難が長期間にわたり被災者に対する炊き出しや救援物資の配布が必要な場合、配布活動に協力する。

## 第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを防ぎよし又は応急的救助を行うなど、機能を有効適切に発揮して住民の安全と被災者の保護を図ることを目的とする応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより町長、消防団長及び防災に関係のある施設の管理者は、所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

#### 1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- |   |                |
|---|----------------|
| (1) 北海道知事                                 | (基本法第70条)      |
| (2) 警察官等                                  | (基本法第63条第2項)   |
| (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長                  | (基本法第77条)      |
| (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関                      | (基本法第80条)      |
| (5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び<br>防災上重要な施設の管理者等 | (基本法第62条)      |
| (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長等                     | (水防法第3条及び第17条) |
| (7) 消防長又は消防署長等                            | (消防法第29条)      |
| (8) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官                     | (基本法第63条第3項)   |

#### 2 町の実施する応急措置

町長は災害が発生し又は発生しようとしているときは、その拡大を防止するため次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

##### (1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は退去を命ずることができる。

##### (2) 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めたときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又

は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占有に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を妹背牛町公告式条例（昭和25年妹背牛町条例第19号。以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示板に掲示する等の措置をとらなければならない。

(ア) 名称又は種類

(イ) 形状及び種類

(ウ) 所在した場所

(エ) 処分の期間又は期日

(オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは、基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に費やした費用は、工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還する事ができないときは、当該工作物等の所有権を町に帰属させる。

(4) 北海道知事に対する応援の要請等

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認め

るときは、北海道知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。  
(基本法第68条)

(5) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要がある認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

イ 町長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(基本法第67条)

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条)

イ 町長及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(水防法第24条)

ウ 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近に在る者に対し、緊急業務に協力することを求めることができる。(消防法第35条の7第1項)

オ 町長は、前各号の応急措置等の業務に強力援助した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行う。

### 3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を町長に委任することができる。(救助法第22条及び第30条)

(2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

- (ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 被災住宅の応急修理

- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 遺体の捜索及び処理
- (カ) 障害物の除去
- (シ) 輸送及び人夫雇上

イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において北海道知事がこれを定める。(救助法第23条)

(3) 救助法の適用手続及び適用基準

町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が別表の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに空知総合振興局長を通じ北海道知事に報告しなければならない。

**4 救助の期間、費用の限度及び帳簿**

避難、救出、給水、食糧供給、衣料生活必需品物資供給、応急仮設住宅、住宅応急修理、助産、輸送、障害物の除去、死体の検索、処理、埋葬及び文教対策計画の救助の実施期間、費用の限度額は、災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の定めるところによる。

救助法の適用基準

被害区分 市町村の人口	町単独の場合	被害が相当広範囲な 場合(全道2500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住家 が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
妹背牛町 〔5,000人未満〕	30	15	市町村の被害状況が 特に救助を必要とする 状態にあると認められ たとき

摘要

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失・・・全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損害が甚だしく、補修により再使用することは困難で具体には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの



(2) 半壊、半焼・・・2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住宅の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの

(3) 床上浸水・・・3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

2 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 寄宿舍、下宿等に宿泊する者で共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。

(3) 旅館の住込女中等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められないものは、当該家族を同一の世帯員とする。

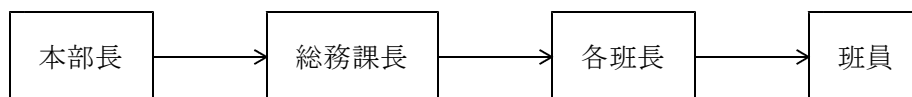
## 第2節 動員計画

災害が発生し、又は災害の発生が予想される応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

### 1 平常勤務時の伝達系統及び方法

職員の動員は、本部の配備体制に従って、本部長の決定に基づき総務課長が各班長に対し、庁内放送、口頭で行うものとする。

伝達系統

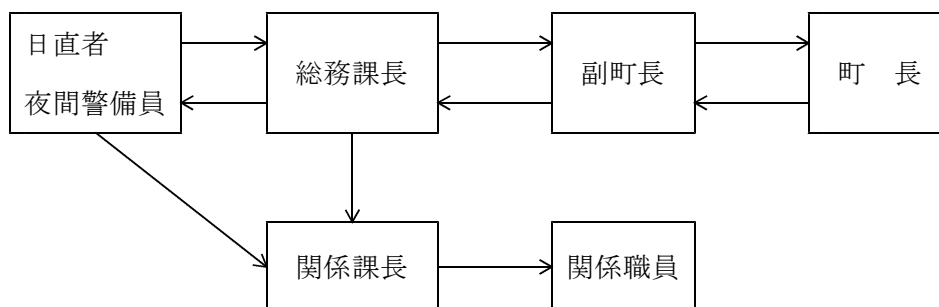


### 2 休日又は退庁後の伝達系統

日直者及び夜間警備員は次の情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長、職員に通報するものとする。

- (ア) 気象情報等が関係機関から通報されるとき。
- (イ) 災害が発生し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 異常現象の通報があったとき。

日直者及び夜間警備員による伝達系統



### 3 職員の非常登庁

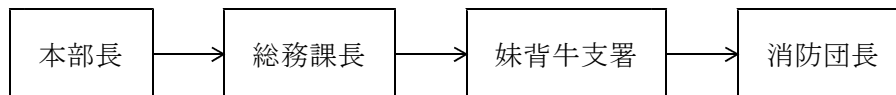
職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し若しくは災害の発生するおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、状況に応じて電話、FAX、及び広報車等により周知するものとし、職員がこの旨を知ったときは直ちに登庁するものとする。

#### 4 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制に係る消防機関への伝達は次のとおり行う。

消防機関への伝達系統



#### 5 各班別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は必要に応じて各班の所属する班員を他の班に応援させるものとする。災害の状況により応援を必要とする班にあっては、総務班長を通じて本部長に申し出て、必要数の応援を受けるものとする。

### 第3節 他機関に対する応援出動要請

#### 1 道及び他市町村等に対する要請

##### (1) 要請の決定

各班長は、道及び市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要があるときは、総務班長を通じて本部長に報告するものとする。

この場合において、本部長は直ちに本部員会議を招集し、協議の上要請の可否を決定するものとする。

##### (2) 要請の手続

要請は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ アからエまでに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

#### 2 自衛隊に対する要請

第2-1節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき派遣要請の要求を行うものとする。

## 第4節 災害広報計画

災害時における報道機関・関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

### 1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、第3章の災害情報通信計画によるほか、次の方法による。

- (1) 総務班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係諸機関の取材による写真等の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- (4) 災害現場における住民懇談会等によって一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策等に反映させるものとする。

### 2 災害情報等の発表及び広報の方法

#### (1) 報道機関に対する情報の発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 一般住民及び被害者に対する注意及び協力要請
- カ 本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

#### (2) 一般住民等に対する広報の方法

ア 一般住民及び被害者に対する広報活動は、災害状況の推移を見ながら次の方法により行うものとする。また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 広報車、消防支署放送設備等の利用
  - (イ) 広報紙、チラシ等印刷物の利用
  - (ウ) F A X、有線放送等
  - (エ) 登録制メール及び緊急速報メール、公共コモンズによるテレビのデータ放送
- イ 広報事項の内容
- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
  - (イ) 災害応急対策とその状況
  - (ウ) 災害復旧対策とその状況
  - (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況

(オ) その他必要な事項

ウ 各関係機関に対する周知

総務班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

### 3 庁内連絡

総務班は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送等を利用して本部職員に周知する。

## 第5節 避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、住民の生命又は身体を保護し災害の拡大を防止するため、町長等避難の実施責任者が必要と認める地域の住民に対して、安全地域への避難のため立ち退きを勧告し、あるいは指示し、避難所を開設するための計画は次に定めるところによる。

### 1 避難計画

#### (1) 避難実施責任者

##### ア 町長

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示する。

この場合において、本部が設置されているときは、原則として事前に本部員会議の審議を経て行うものとするが、現に危険が切迫し緊急の事態においては、本部長が指定する班長が避難のため立ち退きを指示することができる。（その旨を速やかに空知総合振興局長へ報告する。）

##### イ 北海道知事

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関し、町長に代わって実施しなければならない。

この場合、代行を開始し及び終了したときは、その旨を公示しなければならない。

##### ウ 警察官

町長が指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直接住民等に対し避難のための立ち退きを指示することができる。

この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）

##### エ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長（指定する町職員）及び警察官がその場にいない限り、次の措置をとることができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（自衛隊法第94条）

(ア) 避難の指示及び土地建物等への立入

(イ) 他人の土地等の一時使用等

(ウ) 現場の被災工作物等の除去等

(エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること。

##### オ 北海道知事又はその命を受けた職員（基本法第60条、水防法第29条、地すべり

等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

(ア) 洪水等による避難の指示

洪水等により著しく危険が切迫していると認められるとき、立ち退きを指示する。

(イ) 土砂害による避難の指示

土砂害により著しく危険が切迫していると認められるときに、立ち退きを指示する。

(2) 避難勧告及び指示又は避難準備情報区分の基準

ア 避難準備情報

要支援者等、避難行動に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況のときは、計画された避難場所へ安全に避難開始を求め、その他の人々にも家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備の開始を求めるものをいう。

イ 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況のときは、その地域の居住者を拘束するものではないが、勧告を尊重することを期待して計画された避難場所への避難行動を勧め促すものをいう。

ウ 避難指示

前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき、堤防の隣接地等地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき、人的被害が発生したときは、避難勧告の発令後で避難中の住民は避難場所へ直ちに避難を完了し、未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動を求めるものをいう。

エ 避難の様態

(ア) 事前避難

次の場合に被災危険区域住民に避難所等を示して避難の勧告又は指示を行う。

- a 大雨、暴風又は洪水の警報等が発表され、避難を要すると判断されたとき。
- b 河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するとき。
- c その他諸般の状況から避難の準備又は避難する必要があると認められるとき。

(イ) 緊急避難

事前避難のいとまがない場合（地震、火災、洪水等による被災の危険が目前に切迫していると判断されるときをいう。）は、至近の安全な場所に緊急避難させる。

(ウ) 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させるとき、又は救出者を安全な場所へ避難させるときは、輸送車両を用意するなどの手段を講じて避難させる。



(3) 避難勧告及び指示又は避難準備情報の伝達方法

ア 勧告及び指示事項

- (ア) 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨
- (イ) 避難準備情報、避難勧告・指示が出された地域名
- (ウ) 避難場所（所在地、名称等）
- (エ) 避難経路
- (オ) 注意事項

携行品は、限られたものだけにする。（食糧、水筒、タオル、ポケットティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ等）

イ 伝達方法

(ア) 避難信号による伝達

前章第4節の水防計画の9の水防信号の指定に定める危険信号によるものとする。

(イ) 放送、電話、サイレン等による伝達

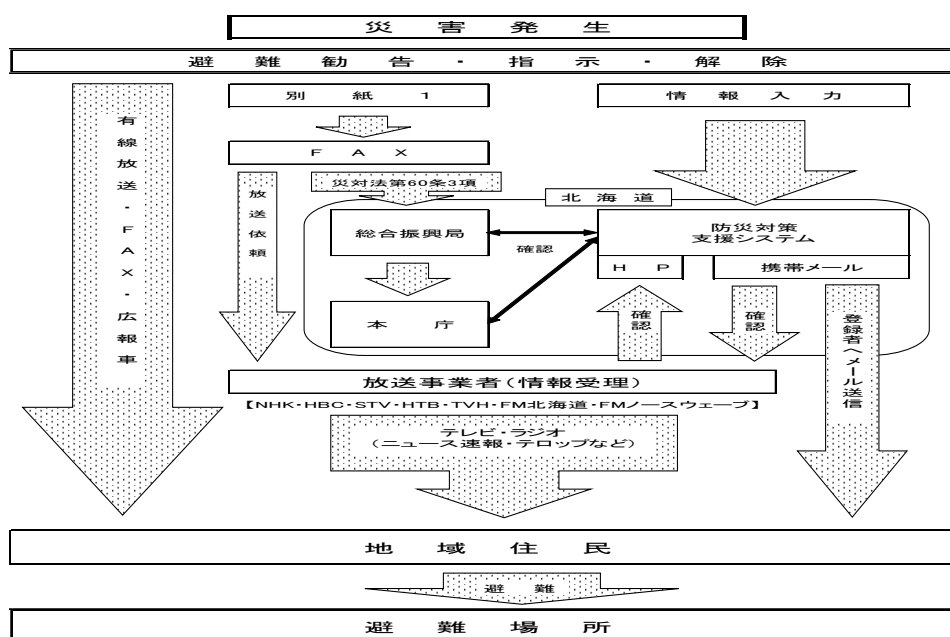
NHK及び民間放送局に対し、勧告又は指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し、放送するよう協力を求めるとともに、電話、サイレン、有線放送等を通じ伝達する。

(ウ) 広報車による伝達

町、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(エ) 伝達員による個別伝達

避難を勧告し又は指示したときが、夜間、停電時又は風雨が激しい場合で関係住民に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職（員）等で班を編成し、個別に伝達する。



(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、次により警戒区域を設定するものとする。

ア 町長

必要な警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

イ 警察官

町長（指定する町職員）が現場にいないとき等において、警察官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

ウ 自衛官

町長の職権を行うことができる者がいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(5) 避難場所及び指定緊急避難場所

避難場所は、緊急避難のための一時避難場所と収容避難のための避難所に区分し、災害の種類、規模、避難人口その他の情勢を判断し、あらかじめ定められている避難収容施設の中から指定する。

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する。

また、避難所を開設したときには、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。連絡員は、本部との情報連絡を行うものとする。

(6) 避難所の運営及び指定避難所

避難所の運営は、関係機関の協力のもと適切に行うものとする。また、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。

必要に応じ避難所の運営に関してボランティア団体等の協力を得るものとする。

第5章 災害応急対策計画 第5節

一時避難場所及び指定緊急避難場所

施設名	所在地	管理責任者
農業者トレーニングセンター	妹背牛町字妹背牛5200番地	町長
妹背牛小学校グラウンド	妹背牛町字妹背牛431番地の1	学校長
妹背牛中学校グラウンド	妹背牛町字妹背牛252番地の3	学校長
小藤地区運動広場	妹背牛町字チクシベツ527番地の4	町長
新千代地区運動広場	妹背牛町字妹背牛3番地の357	町長
遊水公園うらら	妹背牛町字妹背牛5208番地の4	町長

避難所及び指定避難所

避難所名	所		施設管理責任者	連絡電話番号	備考
	収容人員				
老人福祉センター	150		町長	32-2411	
保健センター	200		町長	32-2411	※
妹背牛小学校	1,000		学校長	32-2456	
妹背牛中学校	700		学校長	32-2445	
認定子ども園妹背牛保育所	200		町長	32-2501	
総合体育館	900		教育長	32-2525	
カーリングホール	150		町長	32-9511	
妹背牛温泉ペペル	400		支配人	32-4141	
小藤地区 コミュニティセンター	20		区長		
新千代地区 コミュニティセンター	20		区長		
大鳳地区 コミュニティセンター	20		区長		

※ 福祉避難所（要支援者優先施設）

避難先

避 難 所					備 考
施 設 名	対 象 地 区				
老人福祉センター	2区				
保健センター	16町内	8町内	20町内	10区	要支援者優先施設
妹背牛小学校	2町内	3町内	4町内	5町内	
	15町内	19町内	南21町内	西4町内	
	北21町内				
妹背牛中学校	6町内	7町内	9町内	11町内	
	13町内	8区			
認定子ども園妹背牛保育所	17町内	22町内			
総合体育館	10町内	12町内	みどり町内	9区	
	11区				
カーリングホール	3区				
妹背牛温泉ペペル	4区	5区	6区	7区	
小藤地区コミュニティセンター 新千代地区コミュニティセンター 大鳳地区コミュニティセンター	災害の状況により別途指定				

(7) 避難誘導

(ア) 避難誘導者

避難者の誘導は、本部民生班、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行うものとする。

(イ) 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦等の避難行動要支援者を優先的に避難させる。

(ウ) 輸送の方法

車両による集団輸送の必要が認められる場合は、本部総務班が行う。

(8) 道（空知総合振興局）に対する報告

ア 避難の勧告・指示・避難準備情報を町長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに、空知総合振興局長に対し、その旨を報告する。

(ア) 発令者

(イ) 発令理由

(ウ) 発令日時

(エ) 避難の対象区域

(オ) 避難先

イ 避難所を開設したときは、空知総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

(ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名

(イ) 収容状況、収容人員

(ウ) 炊き出し等の状況

(エ) 開設期間の見込み

ウ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、空知総合振興局長に報告する。

## 2 救出計画

### (1) 救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、北海道知事の委任を受けた場合を含む。）は警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救出の実施が困難な場合は、第21節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、北海道知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

### (2) 救出を必要とする者

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者でおおむね次に該当する場合とする。

ア 火災の災、火中に取り残された場合

イ 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

エ 地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生した場合

オ その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

## 第6節 食糧供給計画

災害時における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食糧及び副食調味料の供給は、本計画の定めるところによる。

### 1 主要食糧供給計画

#### (1) 実施責任者

供給の責任者は、本部長（町長）であるが、救助法が適用された場合は、北海道知事又は北海道知事の委任を受けて町長が実施する。

#### (2) 食糧供給の対策

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

#### (3) 食糧供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が被災して、炊事ができない者

ウ 災害応急対策に従事している者

なお、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対しては十分配慮することとする。

#### (4) 食糧供給の方法及び手続等

##### ア 品目

供給品目は、米飯、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

##### イ 調達及び供給方法

##### (ア) 米穀の調達及び供給

米穀の調達は、小売又は卸売業者から購入するものとするが、不足の場合又は緊急を要する場合は、北海道知事に対し申請し、直接北海道農政事務所第11課より供給を受けるものとする。

また、災害地が孤立した場合における災害救助用米穀の緊急引渡し措置として、町長から当該地区を直轄する北海道農政事務所長に対して、緊急に引渡しを受けたい旨の要請を行うことができるとともに、北海道農政事務所長に対して連絡が取れない場合に限り、保管倉庫の責任者に対して直接要請を行うことができる。

なお、米飯給食を行う場合は、町内の飲食店、旅館等を利用することとし、本場で炊き出しを行う場合は、別表に掲げる施設を利用するほか、給食施設を有する民間施設の協力を得るとともに、炊き出し協力団体として第2章第4節に定め

る住民組織等の協力を求める。

(イ) 生パン、インスタント食品等の調達

町内食料品店等を調達先とするが、なお不足する場合は北海道知事を通じて乾パン類等の供給を依頼するものとする。

(ウ) 供給輸送の方法

食糧供給の輸送等については、車両等によるものとし、第13節の輸送計画及び第15節の労務供給計画により措置するものとする。

炊き出し施設

施設名	所在地	炊出能力	電話番号
妹背牛小学校	妹背牛町字妹背牛 432番地	食 200	32-2456
妹背牛中学校	妹背牛町字妹背牛 252番地	食 200	32-2445
認定子ども園妹背牛保育所	妹背牛町字妹背牛 4313番地の12	食 200	32-2501
妹背牛町保健センター	妹背牛町字妹背牛 5200番地	食 300	32-2411
妹背牛町農産物加工センター	妹背牛町字妹背牛 361番地の50	食 200	32-4201

**2 副食調味料供給計画**

(1) 実施責任者

災害時における炊き出し、給食のための調味料、副食等は本部長（町長）が調達する。

(2) 調達方法

副食、調味料等の調達は、町内の小売業者又は卸売業者から購入するものとする。なお、町内における調達が不可能であり、又は必要数量を満たし得ない場合にあっては、空知総合振興局を經由して北海道知事に対してそのあっ旋を要請する。

**3 炊き出し計画**

(1) 実施責任者

炊き出しの給与は本部長（町長）が行うが、その業務は、総務班があたり、炊き出しは必要に応じて各団体の協力を求めて実施する。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社奉仕団、婦人団体等の協力を得て保健センター等を利用して行うものとする。なお、必要に応じてパン給食を行うものとする。

4 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、次の様式により記録しておかなければならない。

様式第4号

炊き出し給与状況

妹背牛町

施設名 年月日					合計	実支出額
/	朝					
	昼					
	晩					
/	朝					
	昼					
	晩					
~~~~~						
~~~~~						
計	朝					
	昼					
	晩					

5 費用及び期間

救助法の定めに準じ行うものとする。



## 第7節 衣料生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画に定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は、町長が北海道知事の委任により実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合の被災者に対する被服その他生活必需品の確保供給について、町長（担当：民生班）が行うものとし、物資の調達が困難なときは北海道知事にあつ旋及び調達を要請するものとする。

### 2 実施の方法

- (1) 救助法が実施された場合は、北海道地域防災計画の定めるところによる。
- (2) 町長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて次により給与又は貸与を行うものとする。
  - ア 災害により住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
  - イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

### 3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。なお、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分配慮することとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

### 4 衣料、生活必需品等の調達先

災害の規模に応じて町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。なお、調達困難な場合は北海道知事に依頼し、調達するものとする。

**5 給与又は貸与台帳の整備**

(1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、区長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 給与又は貸与台帳の整備

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の簿冊を整え、その経過を明らかにして処理するものとする。

ア 世帯構成員別被害状況（様式第5号）

イ 物資購入（配分）計画表（様式第6号）

ウ 物資受払簿（様式第7号）

エ 物資給与及び受領簿（様式第8号）

様式第5号

世帯構成員別被害状況

年 月 日

妹背牛町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	人世帯	計	小学校	中学校
全壊（焼）											
流失											
半壊（焼）											
床上浸水											

様式第6号

物資購入（配分）計画表

妹背牛町

品名	単価	世帯区分	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計			
			円				円				円							
			数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
~~~~~																		
計																		

様式第7号

物資受払簿

妹背牛町

品名			単位呼称	枚		備考
				受	払	
年月日	摘要					
~~~~~						

- (注) 1 「摘要」欄は、購入先、受入先及び払出先を記入すること  
 2 最終行欄は、道からの受入分及び町調達分別に受・払・残の計及び金額を明らかにしておくこと。

様式第8号

物資給与及び受領簿

妹背牛町

住宅被害 程度区分	1 全壊(焼) 2 流失 3 半壊(焼) 4 床上(下)浸水	世帯 構成員数	
--------------	-----------------------------------	------------	--

災害救助用物資として、次のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

㊞

給与年月日	品目	数量	備考	給与年月日	品目	数量	備考
~~~~~							

- (注) 罹災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

6 費用及び期間

救助法の定めに準じ行うものとする。

## 第8節 給水計画

災害により給水施設が被災し飲料水の供給が不可能となったとき、又は飲料水が枯渇し若しくは汚染して飲料水の供給が不可能となったときに、住民に最小限度の飲料水を供給するための必要な事項は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

応急給水は、町長（担当 給水班）が実施する。給水班員は、相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。（救助法が適用され、北海道知事の委任を受けた場合も同様とする。）

### 2 給水方法

(1) 水道施設に被害のない場合

消防水槽車によって給水する。

(2) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、消防水槽車又は給水用資器材により搬送給水する。

(3) 水道施設全部が被災した場合

湧水又は表流水のろ過消毒を行い給水するほか、近隣市町に要請して飲料水の供給を受ける。搬送給水は、消防水槽車・消防タンク車・トラックによるほか、必要に応じ自衛隊の出動の要請を得て行う。

### 3 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療施設等緊急を要するものを優先的に行うものとする。

### 4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町又は道へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員若しくは給水資機材の応援を要請するものとする。

### 5 住民への周知

給水に際しては、給水時間又は給水場所を事前に住民に周知する。また、飲料水をはじめとする生活用水について、災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、平時から周知啓発に努めるものとする。

## 第9節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し、混乱し又は医療機関が著しく不足したため、被災地の住民が医療の途を失った場合又は集団的に多数の死傷者が発生した場合に、防災関係機関等が迅速かつ的確な応急的緊急医療措置を実施し、医療救護に関し万全を期するための対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

医療救護は、町長（担当 医療班）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により町長が実施するほか、北海道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

### 2 医療救護の対象者

#### (1) 対象者

医療救護の対象は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。

#### (2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し町長に通知するものとする。この場合において通知を受けた町長は、直ちに援護に関し医師、看護師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急搬送、通信連絡の確保、医療資器材の確保及び手配その他の必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示するものとする。

### 3 応急救護所の設置

町長は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、応急救護所を設置するものとする。

応急救護所は、町内医療機関を原則とするが、災害の状況等により、学校、体育館等の公共施設を使用する。

### 4 深川医師会に対する出動要請

町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、「災害時の医療、救護活動に関する協定書」に基づき深川医師会長に対し、次のとおり救護班の編成及び医療活動の実施を要請するものとする。なお、救護班の構成は、同医師会長の定めるところによる。また、災害規模等必要に応じ、北海道知事及び自衛隊に対し救出、搬出及び医療物資の運送等の応援要請を行うものとする。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の日時及び場所
- ウ 出動に要する人員及び資器材
- エ その他必要事項

(2) 救護班の業務

- ア トリアージ（患者の重症度、緊急度により治療の優先順位を決めること。）
- イ 傷病者に対する緊急措置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた措置

(3) 医療救護活動の記録

救護班の医療救護活動については、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

- ア 出動場所及び期間
- イ 出動者の種類及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重傷及び軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容
- オ 医療救護活動の概要
- カ その他必要事項

## 5 医薬品等の確保

医療救護に必要な医薬品及び医療資機材等の確保は、町内医薬品等の取扱業者から調達するものとするが、町内での調達が困難な場合は、町長は北海道知事に対しあつ旋又は提供を要請するものとする。

## 6 関係機関の応援

町長は、災害規模等必要に応じ、北海道知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 救護班の支援（赤十字病院、道立病院）
- (2) 患者移送（北海道、北海道警察及び陸上自衛隊）
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

## 7 災害通信伝達及び傷病者の把握

(1) 災害通信伝達

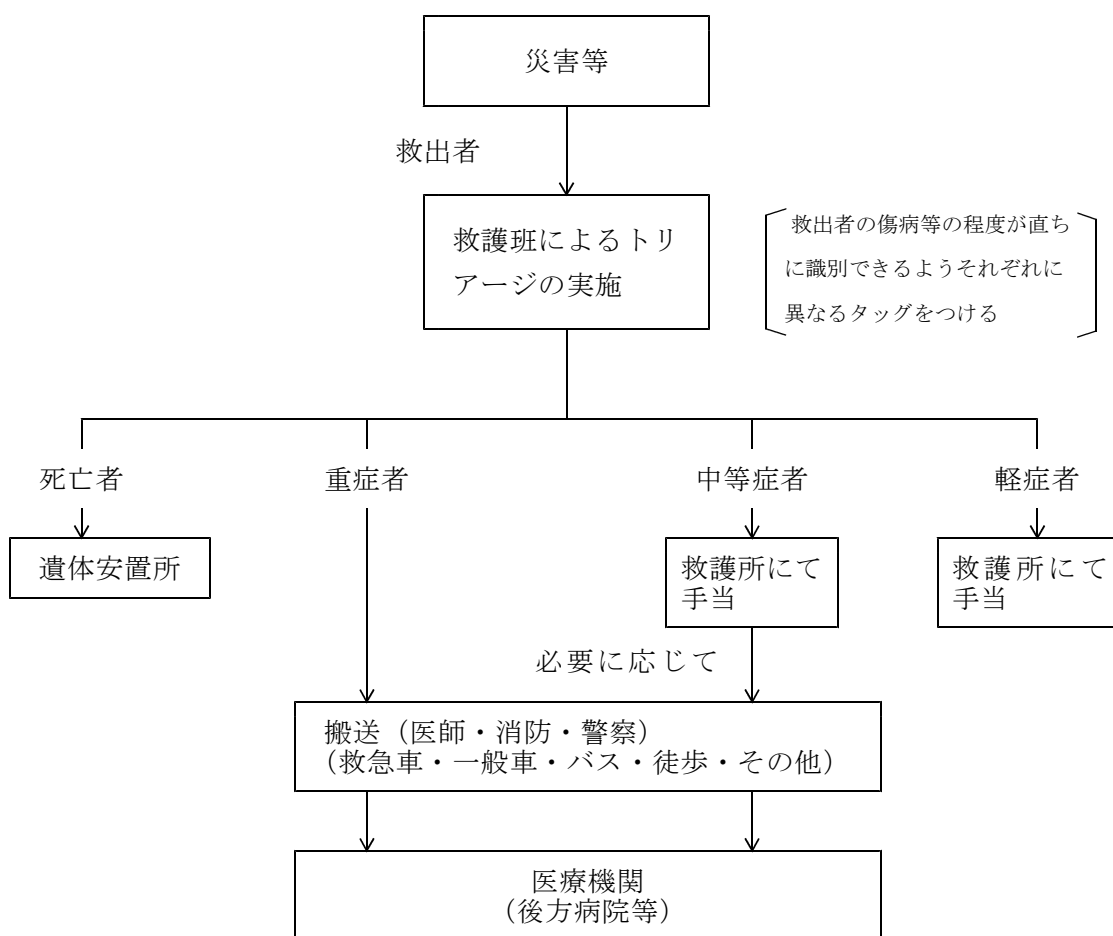
通信連絡体制及び方法については、第3章 災害情報通信計画に定めるところによるものとする。

なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

(2) 傷病者の把握

傷病者の把握に当たっては、救急状況調書（様式第9号）を作成の上、記録集計表（様式第10号）に記載するものとする。

(3) 傷病者等の搬送系統



8 経費の負担及び損害賠償

(1) 医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償の負担は、次の区分によることを原則とする。

ア 妹背牛町

町が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害の場合及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき、北海道知事が定めた額又は救助法の規定に準じた額による。また、医療救護活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、医療救護活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ(1)の負担区分により補償する。

参考

医療機関等の状況

医療期間等の状況	所在地	診療科目	電話番号
妹背牛診療所	字妹背牛361番地の22	内科	32-2475

その他の医院

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号
定岡歯科医院	字妹背牛419番地	歯科	32-4118
杉澤歯科医院	字妹背牛385番地	歯科	32-2832

薬品及び衛生材料販売業者

名称	所在地	電話番号	備考
野寺薬局	字妹背牛382番地	32-2040	
垣野薬房	字妹背牛369番地の13	32-2010	



様式第9号

救 急 状 況 調 書

取扱者	認識 番号 No.	職業	氏 名	年 齢	性 別	住所又は 傷病者等 の住所	傷病 程度	収容医療 機関名
					男 女		死・重 死・重	病院 医院 診療所
~~~~~								

様式第10号

記 録 集 計 表

月 日現在 被 災 状 況	死 亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
	現 場	医療機関						
	人	人	人	人	人	人		
	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		
~~~~~								

## 第10節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び防疫活動の実施については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町長（担当：医療班）が北海道知事の指導及び指示に基づき実施するものとする。
- (2) 被害が甚大で、町長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、北海道知事の応援を得て実施するものとする。

### 2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の班等を編成するものとする。

- (1) 伝染病予防委員の選任  
町長は、北海道知事の指示に従って伝染病予防委員を選任し、防疫活動に従事させるものとする。
- (2) 防疫班の編成  
町長は、被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり防疫班を編成するものとする。

防疫担当班名	担当班長	担当班員
民生班	健康福祉課長	健康グループ

（注）防疫班の活動範囲は、主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理するものとする。

### 3 防疫の種別と方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき、被災地の防疫については空知総合振興局保健環境部深川地域保健室の指導を得て、次の要領により速やかに実施するものとする。

#### (1) 消毒活動

- ア 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒は被災後直ちに実施し、特に衛生害虫の発生するおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。
- イ 避難所の便所その他不潔な場所の消毒は、逆性石鹼（オスバン、ハイアミン等）を用い1日1回以上実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消毒

ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は逆性石鹼を用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。

(3) 検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、空知総合振興局保健環境部深川地域保健室の協力により検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ空知総合振興局保健環境部深川地域保健室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

(5) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。また、配膳等の衛生保持及び残廃物等の衛生的処理についても十分徹底させるものとする。

#### 4 感染症患者等の発生時における対応

町長は、感染症患者又は病原体保持者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、空知総合振興局保健環境部深川地域保健室と速やかに連携して対応する。

#### 5 防疫用資機材の調達

防疫を行うに当たり、消毒器等の防疫用資機材が不足した場合は、空知総合振興局保健環境部深川地域保健室又は隣接市町等より借用するものとする。

#### 6 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、たい肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施する。

## 第11節 廃棄物処理及び環境保全計画

災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

災害地における清掃は、町長（担当：民生班）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町に応援を要請する。

### 2 清掃作業班の編成等

- (1) 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。
- (2) 作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。
- (3) 必要に応じて空き地等を利用し、ごみ集積地を設けるとともに避難所等については、臨時的にごみ入れ容器（50リットルポリ容器等）を設置する。

### 3 清掃の方法

#### (1) ごみの処理方法

被災地のごみ収集に当たっては、地域住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。また、必要に応じ一般車両の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。なお、処理は北空知衛生センター組合及び北空知衛生施設組合の処理施設を使用するが、災害の状況により埋め立て又は一時貯蔵し後日処理するものとする。

#### (2) し尿の収集処理

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。

なお、処理は北空知衛生センター組合のし尿処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。

### 4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。この場合において、空知総合振興局保健環境部深川地域保健室の指導のもと、移動できるものについては、埋却又は焼却等の方法で処理し、移動できないものについては臨機の措置を講ずるものと

する。

なお、埋却する場合は、1 m以上覆土するものとする。

## 5 飼育動物の取扱い

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持し、適切に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己の責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、道及び町は関係団体の協力を得て逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

## 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者の捜索、遺体に関する処理及び埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

町長（担当：民生班）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて町長が行うほか警察官が実施する。なお、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

### 2 行方不明者の捜索

#### (1) 実施の方法

行方不明者の捜索は、町長が警察官と協力し、消防機関及び被災の状況によっては地域住民の応援を得て捜索班を編制し、実施するものとする。

#### (2) 応援要請

本町において被災し、行方が不明になった者が流失等により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着し、又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

### 3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、検死後その処理に当たるものとする。

### 4 遺体の収容及び処理

#### (1) 実施担当

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族に連絡の上引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族が遺体の処理を行うことができないときは、町長が行うものとする。

#### (2) 遺体の収容及び処理

##### ア 身元確認

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合及び消毒をし、並びに遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

##### イ 一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に

埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物又は公園その他の遺体の収容に適切な場所）に安置し埋葬の処理をするまで保存するものとする。

ウ 検案

遺体について、死因その他の医学的検査を行うものとする。

**5 遺体の埋葬**

災害の際に死亡した者で町長が必要と認めた場合は、応急的に遺体を埋葬するものとする。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事故死等の遺体については、警察関係から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査に当たるものとする。
- (3) 被災地以外の地に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

### 第13節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えらると思われる障害物の除去については、この計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長（担当：土木班）が行い、救助法が適用されたときは、町長が北海道知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼしている又は及ぼすおそれがある場合は、道路法、河川法（昭和39年法律第167号）その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

#### 2 除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くし、溢水を防止し、又は河川の決壊を防止するため必要なとき。
- (4) その他公共的立場から除去が必要なとき。

#### 3 除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力及び応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

#### 4 障害物の集積場所等

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。
- (2) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。
- (3) 保管した工作物等が滅失・破損するおそれのあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。

#### 5 費用及び期間

救助法の定めに従って行うものとする。



## 第14節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具及び物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。（基本法第50条第2項）災害時輸送の統括は、総務班が行うものとする。

### 2 輸送の方法

#### (1) 車両による輸送

災害時輸送は、一時的には自己機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離、災害の状況等により自己機関の所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他機関に応援を要請し、又は民間の車両の借り上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

#### (2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務供給計画の定めるところにより人力による輸送を行うものとする。

#### (3) 空中輸送

地上輸送の全てにおいて不可能な事態が生じた場合などで緊急輸送の必要がある場合には、北海道又は北海道を通じて自衛隊若しくは北海道警察に対し航空機輸送の要請を行うものとする。

#### (4) 船艇輸送

水害時における水中孤立者に対する食糧の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して船艇により輸送を行うものとする。

## 第15節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

### 1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

### 2 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害防止が著しく困難な場合
- (3) ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

### 3 要請方法

北海道知事に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式11号）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### 4 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

TEL 011-782-3233 FAX 011-782-3234

総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897, 898

## 5 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式第12号）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

## 6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
  - ア 被災状況の調査などの情報収集活動等
  - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送等
- (2) 救急活動・救助活動
  - ア 傷病者、医師等の搬送等
  - イ 被災者の救助・救出等
- (3) 火災防御活動
  - ア 空中消火等
  - イ 消火資機材、人員等の搬送等
- (4) 広域航空消防防災応援活動（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

## 7 救急患者の緊急搬送手続等

### (1) 応援要請

町長は、北海道知事に対して救急患者の緊急搬送のため消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

### (2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域政策課）及び深川警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの出動要請は電話により行うとともに、ファクシミリにより緊急患者の緊急搬送情報伝達票（様式第13号）を提出するものとする。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、北海道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

## 8 ヘリコプターの離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、次のとおりである。

番号	名 称	住 所	冬期間使用	整備状況
1	妹背牛小学校グラウンド	字妹背牛 431 番地の 1	除雪 無	土
	北緯 43度41分23秒09 東経 141度57分51秒33			
2	妹背牛中学校グラウンド	字妹背牛 252 番地の 3	除雪 無	土
	北緯 43度41分47秒19 東経 141度58分03秒67			
3	小藤地区運動広場	字チクハツ 527 番地の 4	除雪 無	土
	北緯 43度42分48秒86 東経 142度09分49秒49			
4	新千代地区運動広場	字妹背牛 3 番地の 357	除雪 無	土
	北緯 43度43分24秒54 東経 141度58分01秒66			

## 9 安全対策

町長は、ヘリコプター等の災害応援活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策を講じるものとする。

### (1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

### (2) 安全対策

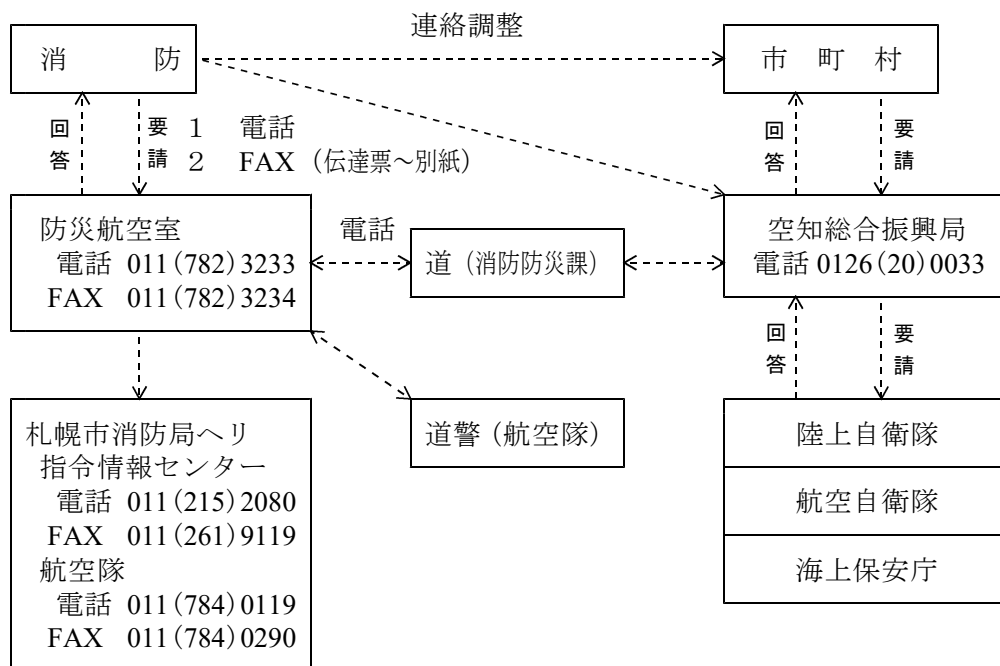
ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

## 10 消防防災ヘリコプター運航系統図

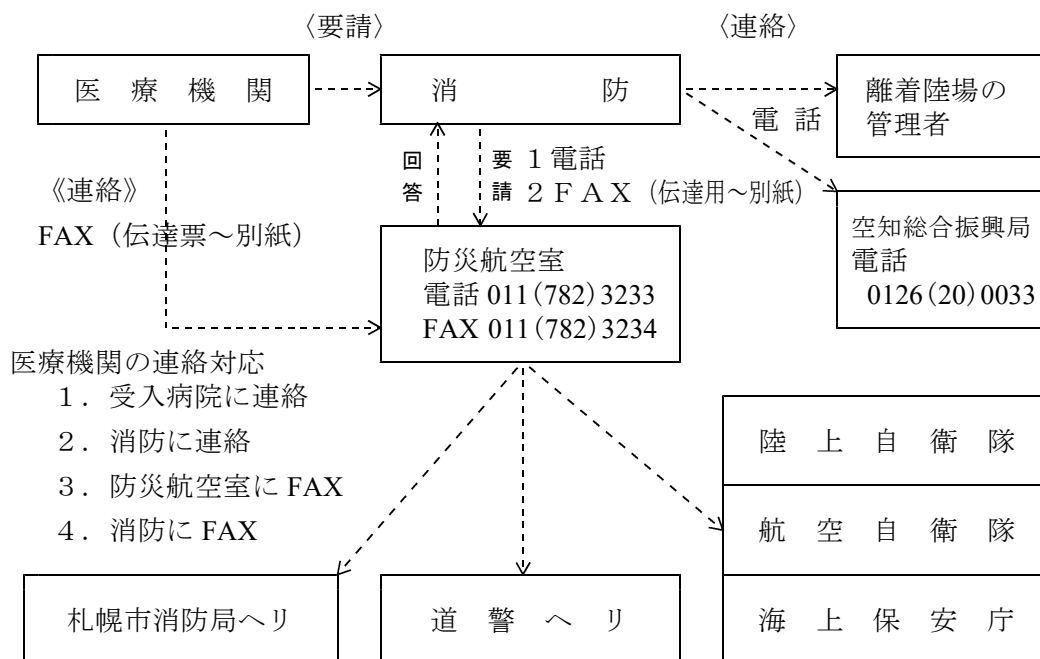
消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

### 消防防災ヘリコプターの運航系統

○消防防災関係業務



○緊急患者の搬送



※防災航空室への連絡要請・報告は、深川地区消防組合又は妹背牛支署が行う(原則)

様式第11号

(第〇〇報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおり、ヘリコプターの  
の  
出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連絡先	

災害 の状 況・ 派遣 理由	覚 知	年 月 日 時 分						
	災害発生日時	年 月 日 時 分						
	災害発生場所							
	災 害 名							
	災害発生状況 ・措置状況							
派遣を必要とする 区域		希望する活 動内容						
気 象 の 状 況								
離着陸場周辺の状況	離 着 陸 場 名							
	特 記 事 項	(照明・Hマーク・吹き流し・離着陸場の状況)						
必要とする資機材	現地での資機材 確保状況							
	特 記 事 項							
傷病者の搬送先		救急自動車等の 手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請して いる機関名							
	現場付近で活動中 の航空機の状況							
現地最高指揮者	(機関名)	(職氏名)						
無線連絡方法		(周波数)	Hz					
その他参考となる 事項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢

様式第12号

第 号  
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

妹背牛町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 ( ) 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢

様式第13号

救急患者の緊急搬送情報伝達票

(第 報)

要請年月日	年 月 日			時	分
1 要請市町村名 担当者 課名	電話 職名		FAX 氏名		
2 依頼病院名 所在地 担当者(医師名)	電話 医師		FAX 名		
3 受入医療機関名 所在地 電話 受入医療機関の了承	FAX 有・無				
4 <small>ふりがな</small> 患者氏名 <small>ふりがな</small> 住所 <small>ふりがな</small> 病名 経過	生年月日 体重	年 月 日生	男・女	kg	職業
5 付添搭乗者(医師、看護師の所属: 依頼病院・受入医療機関)					
氏名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師		年齢	歳	体重 kg
	付添人	続柄	年齢	歳	体重 kg
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴 (規格 × 、重量 g)					
②保育器 (規格 H × W × L 、重量 g)					
③酸素吸入器 (規格 × 、重量 g)					
④その他(名称 、規格 × 、重量 g)					
(2) 積載される機器の種類、重量、規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	kg
②受入医療機関		kg	kg	kg	kg
現地離着陸場			メモ		

注) 市町村は、No.1 から No.6 の項目を記載の上要請すること。



様式第14号

救急患者の緊急搬送処理簿（北海道防災航空室）

※確認事項 気象・丘珠空港・着陸地（管制・CAB・空港施設） 救急車（現地・着陸地）・給油																														
7 フライト決定	年 月 日 時 分																													
運航機関名		機種																												
8 ヘリコプター等のフライト決定通知 防災航空室から町 年 月 日 時 分 【伝達方法：電話（伝達先氏名）・FAX】																														
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達 （電話伝達先氏名）《 TEL 231-4111 内 22-561 》 ◎総括管理者（防災消防課） 《 FAX 231-4314 》 （電話伝達先氏名）《 TEL 0126-20-0033 》 ◎空知総合振興局（地域政策課） 《 FAX 0126-25-8144 》 （電話伝達先氏名）《 TEL 787-0110 》 ◎道警察航空隊 《 FAX 787-0121 》 （電話伝達先氏名）《 TEL 784-0119 》 ◎札幌消防航空隊 《 FAX 784-0290 》 ◎陸上自衛隊 （電話伝達先氏名）《 TEL 511-7116 内 2613 》 総監部運用室運用班 《 FAX 511-7116 内 2803 》 ◎航空自衛隊第2航空団 （電話伝達先氏名）《 TEL 0123-23-3101 内 2231 》 防衛班 《 FAX 0123-23-3101 内 2769 》 ◎第一管区海上保安本部 （電話伝達先氏名）《 TEL 0134-27-6172 》 救難課 《 FAX 0143-21-2835 》																														
10 ヘリコプター等の発着時間																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">救急車</th> <th colspan="2">ヘリコプター</th> </tr> <tr> <th>場 所</th> <th>時 刻</th> <th>場 所</th> <th>時 刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center; vertical-align:middle;">現 地</td> <td rowspan="2" style="text-align:center;">(病院等)</td> <td style="text-align:center;">(発) :</td> <td style="text-align:center;">(丘珠)</td> <td style="text-align:center;">(発) :</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(着) :</td> <td style="text-align:center;">(給油)</td> <td style="text-align:center;">(着) :</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center; vertical-align:middle;">目 的 地</td> <td style="text-align:center;">(ヘリポート)</td> <td style="text-align:center;">(着) :</td> <td style="text-align:center;">(現地)</td> <td style="text-align:center;">(着) :</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(病院等)</td> <td style="text-align:center;">(発) :</td> <td style="text-align:center;">(目的地)</td> <td style="text-align:center;">(発) :</td> </tr> </tbody> </table>						救急車		ヘリコプター		場 所	時 刻	場 所	時 刻	現 地	(病院等)	(発) :	(丘珠)	(発) :	(着) :	(給油)	(着) :	目 的 地	(ヘリポート)	(着) :	(現地)	(着) :	(病院等)	(発) :	(目的地)	(発) :
	救急車		ヘリコプター																											
	場 所	時 刻	場 所	時 刻																										
現 地	(病院等)	(発) :	(丘珠)	(発) :																										
		(着) :	(給油)	(着) :																										
目 的 地	(ヘリポート)	(着) :	(現地)	(着) :																										
	(病院等)	(発) :	(目的地)	(発) :																										
時刻： 上段・予定時刻、下段・実時刻																														
メモ																														

注) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降の欄に処理内容を記載すること。

## 第16節 労務供給計画

災害発生時における災害応急対策実施に必要な場合の労務の提供は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇い上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（担当：総務班）が行う。

### 2 民間団体への協力要請

#### (1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇い上げをするものとする。

#### (2) 動員の要請

災害対策本部の各班において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し総務班を通じて要請するものとする。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

#### (3) 区長等の要請先及び活動

##### ア 区長等の要請

「第2章 防災組織 第3節 住民組織等への協力要請」による。

##### イ 区長等の活動内容

区長等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難所に収容された被災者の世話
- (イ) 被災者への炊き出し
- (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
- (エ) 被災者への飲料水の供給
- (オ) 被災者への医療、助産の協力
- (カ) 避難所の清掃
- (キ) 町の依頼による被害者状況調査
- (ク) その他災害応急措置の応援

### 3 労務者の雇い上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇い上げるものとする。

#### (1) 労務者の雇い上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療、助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

#### (2) 滝川公共職業安定所深川出張所長への要請

町において労務者の雇い上げができないときは、次の事項を明らかにして滝川公共職業安定所長に求人の申込をするものとする。

- ア 職業別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

#### (3) 賃金及びその他費用負担

- ア 労務員に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。
- イ 労務員に対する賃金は、当町における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本とする。

## 第17節 文教対策計画

災害の発生に伴い、学校施設に被害があり、児童生徒等の安全の確保や被害により通常の教育に支障を来した場合の応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会が行う。  
救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて町長（担当：教育班）が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

### 2 応急教育対策

#### (1) 休校措置

##### ア 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

##### イ 授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童又は生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあつては、教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。

##### ウ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車、その他確実な方法で各児童又は生徒に周知徹底させるものとする。

#### (2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

##### ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとるものとする。

##### イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。

利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は空知教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設のあっ旋を要請する。

#### (3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な

連絡をとり教職員の確保に努める。

### 3 教育の要領

- (1) 被災した児童生徒の心のケアを行うため、カウンセラー等の派遣を要請する。
- (2) 災害の状況に応じ特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (3) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
  - ア 教科書又は学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童又は生徒の過度の負担にならないようにする。
  - イ 教育の場所が町民会館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童又は生徒の安全確保等に留意する。
  - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
  - エ 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童又は生徒の管理に注意するとともに収容による授業の効率低下にならないように留意する。
  - オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (4) 災害復旧については、教育に支障がない限り可能な協力をするものとする。

### 4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設又は設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳については関係機関と連絡の上緊急確保を図るものとし、その物資についても応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には、特に留意し食中毒などの事故防止に努めるものとする。

### 5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内（特に水飲場及び便所）は常に清潔にして、必要に応じ消毒を実施すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。
- (4) 必要に応じて、児童又は生徒の健康診断を実施すること。

## 6 教科書及び学用品の調達並びに支給

### (1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学に支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して支給する。

### (2) 支給品名

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

### (3) 調達方法

#### ア 教科書の調達

被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。また、他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

#### イ 学用品の調達

学用品の調達は町長（担当：教育班）が行うものとし、調達が困難なときは、北海道知事に要請する。

### (4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

### (5) 救助法が適用されない場合

被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

## 7 文化財等に対する措置

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び妹背牛町文化財保護条例（昭和47年妹背牛町条例第14号）による文化財は、教育委員会においてその保全及び保護に当たるものとする。

## 第18節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が行う。
- (2) 町長（担当：土木班）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資金により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。  
なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。
- (3) 町長（担当：土木班）が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事の委任を受けて実施することができる。

### 2 実施の方法

- (1) 避難所の設置  
町長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第5節の避難救出計画の定めるところにより、避難所を開設するものとする。
- (2) 公営住宅等のあっせん  
町長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるようあらかじめ体制を整備するものとする。
- (3) 応急仮設住宅
  - ア 入居対象者  
次のいずれにも該当する者であること。
    - (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者
    - (イ) 居住する住家がない者
    - (ウ) 自己の資金では住宅を確保できない者で次に該当する者
      - a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
      - b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者等
  - イ 入居者の選定  
町長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。
  - ウ 応急仮設住宅の建設  
原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として町有地とする。ただし、町有地で適当な場所がない場合は、適当な

公有地及び私有地とする。

エ 建設戸数

道は町長からの要請に基づき設置戸数（借上げを含む。）を決定する。

オ 規模及び構造、存続期間

- (ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸(室)につき29.7平方メートルを基準とする。
- (イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。
- (ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事又は、借り上げに係る契約の締結を完了した後3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(エ) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は知事から委任を受けた町長が管理する。

(オ) 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところとする。

カ 着工時期

救助法が適用された場合、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(4) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(イ) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(ウ) 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところとする。



### 3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として町の指定登録業者から選定して行うものとする。  
この場合において、町は建築資材等の調達が困難な場合は、道にあり旋を依頼するものとする。

### 4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳(別記第1号様式)
- (2) 住宅応急修理記録簿(別記第2号様式)

別記第1号様式

応急仮設住宅台帳

妹背牛町

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 区分	竣工 月日	入居 月日	実支出額
		人								円
計	世帯									

- 注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第2号様式

住宅応急修理記録簿

妹背牛町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	適用

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

## 第19節 被災宅地安全対策計画

町の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項についてはこの計画の定めるところによる。

### 1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し宅地判定士の派遣等の支援を要請する。

### 2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられる土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

### 3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示させる。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する

### 4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は土木班に置き次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集

- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士・判定調査員の受入及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

## 5 事前準備

町は災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

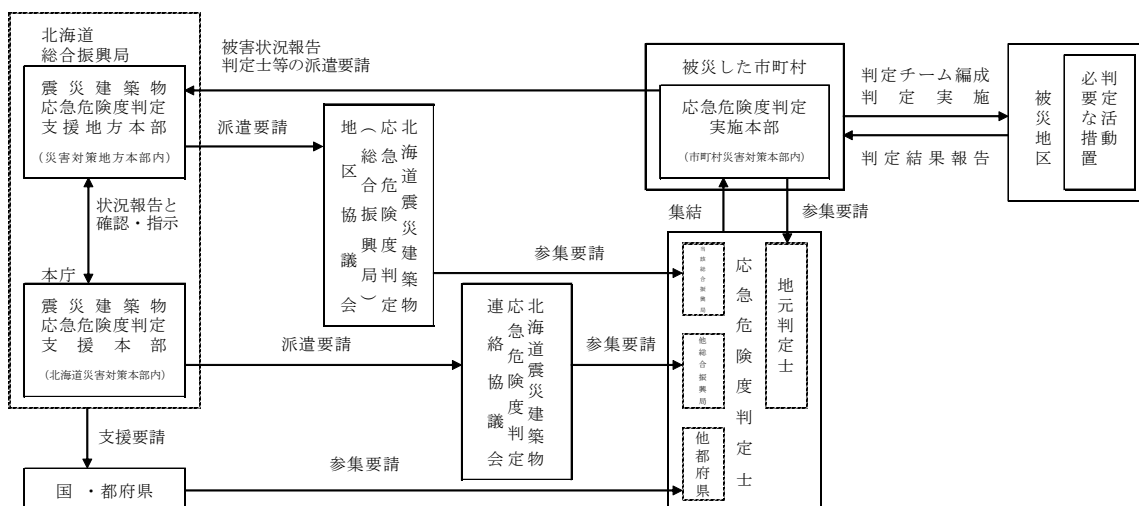
## 第20節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

### 1 応急危険度判定の活動体制

道及び町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



### 2 応急危険度判定の基本的事項

#### (1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

#### (2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

#### (3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

区 分	表 示 方 法	判 定 内 容
危 険	赤色のステッカー	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入ができない。
要注意	黄色のステッカー	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入が可能である。
調査済	緑色のステッカー	建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 第21節 災害警備計画

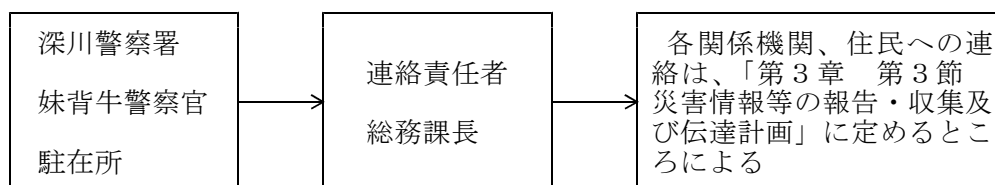
災害に関し、深川警察署（以下「警察署」という。）が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか、この計画に定めるところによる。

### 1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し又は被害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

### 2 災害の予防及び警報の伝達に関する事項

- (1) 警察が行う災害に関する予報及び警報の伝達等は次により行うものとする。



- (2) 警察官は基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報するものとする。

### 3 事前措置に関する事項

- (1) 町長（担当：総務班）が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

- ア 派遣を要する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他派遣についての必要事項

- (2) 町長の要求により行う事前措置

警察署長は、町長からの要求により基本法第59条に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあっては、町長が当該措置の事前処理を行うものとする。

### 4 避難に関する事項

- ア 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により避難の指示又は警告を



行う場合は、「本章 第5節 避難救出計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借り上げ、給食等は町長が行うものとする。

イ 警察官は避難の誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等のパトロールを行い、犯罪の予防及び取締りに当たるものとする。

## 5 救助に関する事項

警察署長は、防災関係機関と協力し被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的擁護並びに遺体の検分に当たるものとする。

## 6 応急措置に関する事項

(1) 警察官が基本法第63条に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあつては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察官が基本法第64条及び65条に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

## 7 災害時における広報

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

## 8 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画については、町長とも打合せを行うものとする。

## 9 交通規制に関する事項

ア 北海道公安委員会（深川警察署）

(ア) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(イ) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移転等の措置をとることを命ずることができる。

(ウ) (イ) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破壊することができる。

#### イ 道路の交通規制

##### (ア) 道路交通網の把握

災害が発生したときは、道路管理者及び北海道公安委員会（深川警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- a 破損し、又は通行不能となった道路名及び区間
- b 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- c 緊急に通行禁止又は制限を実施する必要の有無

##### (イ) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- a 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- b 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

##### (ウ) 関係機関との連絡

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行禁止又は制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

#### ウ 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

第2.2節 広域応援派遣計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画に定めるところによる。

1 実施機関

町及び消防機関

2 実施内容

(1) 町の措置

ア 町は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道及び他の市町村の応援を要請するものとする。

イ 町は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。また、必要に応じ、町長を通じ道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

3 応援協定等

協 定 名	協 定 先	協 定 概 要
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (H20.6.10締結)	北海道 北海道内市町村	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供とあつ旋
北海道広域消防相互応援協定 (H3.2.13締結)	北海道内72 消防本部	〈陸上応援〉 消防隊、救援隊、救助隊又は支援隊 (情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊による応援活動) 〈航空応援〉 回転翼航空機を装備した消防吏員の隊による応援活動
北海道消防防災ヘリコプター 応援協定 (H8.6.25締結)	北海道	被害状況の偵察、情報収集活動及び救援物資、人員、資機材等の搬送

## 第23節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊の派遣要請の要求及び派遣間の活動については、この計画の定めるところによる。

### 1 災害派遣要請要求基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするため。
- (2) 災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

### 2 災害派遣要請の要領

#### (1) 要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣要請の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（様式第15号）をもって北海道知事（空知総合振興局長）に要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。なお、通信の途絶等により北海道知事（空知総合振興局長）への要求ができないときは、直接自衛隊に通知するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考事項（作業用資材、宿舍の準備状況、現地の連絡責任者等）

#### (2) 担当班及び要請先

災害派遣要請は、総務班が担当する。関係書類の提出先は、空知総合振興局地域政策部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、陸上自衛隊旭川駐屯地（第2特科連隊）とする。

### 3 災害派遣部隊の受入態勢等

#### (1) 受入準備の確立

北海道知事、空知総合振興局長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器財等の保管場所の準備その他、受入のために必要

な措置をとる。

イ 連絡職員の氏名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせる。

ウ 応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 北海道知事（空知総合振興局長）への報告

総務班は派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事（空知総合振興局長）に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

#### 4 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書（様式第16号）をもって北海道知事（空知総合振興局長）に要求するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

#### 5 経費等

(1) 次の費用は、本町が負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ し尿処理手数料

(2) その他必要な経費については、自衛隊及び本町において協議の上定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

様式第15号

	妹防災第	号
	年 月	日
空知総合振興局長	様	
	妹背牛町長	㊟
自衛隊災害派遣要請の要求について		
このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を 要求します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 派遣部隊が展開できる場所		
5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項		

様式第16号

		妹防災第	号
		年 月	日
空知総合振興局長	様		
		妹背牛町長	㊟
自衛隊災害派遣撤収要請の要求について			
年 月 日付け妹防災第 号で要求した災害派遣については、			
所期の目的を達成したので、次の時刻をもって撤収要請されるよう要求します。			
記			
1	派遣を必要とした理由		
2	撤収要請日時	年 月 日	時 分
3	撤収区域		

## 第24節 防災ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。

### 1 ボランティア団体等の協力

町及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

### 2 ボランティアの受入

町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するように努める。

また、町及び関係団体は、ボランティアの受入に当たって、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (2) 炊き出しその他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護及び看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資及び資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

### 4 ボランティア活動の環境整備

町は、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。



## 第6章 地震災害対策計画

### 第1節 総則

#### 1 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、妹背牛町内における地震災害の防災対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

#### 2 基本方針

この計画は、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

## 第2節 妹背牛町付近の断層帯

平成7年7月、全国にわたる総合的地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)が制定され、同法に基づき総理府(現在は文部科学省)に政府の特別機関として地震調査研究推進本部が設置された。

この推進本部の地震調査委員会が調査研究した結果に基づき、妹背牛町を含む「沼田一砂川付近の断層帯」の諸特性を次のように評価した。(以下本節は、文部科学省地質調査研究推進本部が平成15年に公表した資料の抜粋)

### 1 断層帯の位置及び形態

沼田一砂川付近の断層帯は、沼田町から砂川市に至る断層帯である。全体として長さは約38 km(長さ10 km未満の複数の断層線からなり、これらは相互の隔たりが5 km未満)で、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

### 2 断層帯の過去の活動

沼田一砂川付近の断層帯の最新活動時期を含めた最近の活動履歴については、不明である。

### 3 断層帯の将来の活動

沼田一砂川付近の断層帯は、全体が一つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生する可能性がある。その際、断層の近傍の地表面では、東側が西側に対して相対的に3 m程度高まる段差やたわみが生ずる可能性がある。

なお、将来の地震発生については、関係する資料が整っていないため検討できない。

### 4 今後に向けて

沼田一砂川付近の断層帯は、最近その存在が指摘されたものであり、活断層としての諸側面については未調査の段階にある。将来の活動性を明確にするためには、構成する断層の性状や地下構造を精査して最新の活動時期、1回の活動におけるずれの量及び平均的なずれの速度を精度良く求めるとともに、活動間隔を明らかにする必要がある。

沼田－砂川付近の断層帯の活断層位置と主な調査地点



1 : 雨竜地区 2 : 浦臼地区  
 ● : 断層帯の北端と南端  
 活断層の位置は文献2に基づく。  
 基図は国土地理院発行数値地図200000「留萌」「旭川」「札幌」「夕張岳」を使用。

沼田一砂川付近の断層帯の特性

項目	特性	信頼度	根拠
1 断層帯の位置・形態			
(1)断層帯を構成する断層	沼田町一砂川市付近に分布する断層		
(2)断層帯の位置・形状等	<p>◎地表における断層帯の位置・形状・断層帯の位置                      (北端) 北緯 43 度 50 分                      東経 141 度 55 分                      (南端) 北緯 43 度 30 分                      東経 141 度 55 分                      ・長さ～約 38km                      ・一般走向～ N - S</p> <p>◎地下における断層帯の位置・形状・長さ及び上端の位置～地表での長さ                      ・位置と同じ                      ・一般走向～ N - S                      ・上端の深さ～ 0 km                      ・傾斜～東傾斜</p> <p>・幅～不明</p>	<p>○</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>文献による。                      数値は別図から計測                      形状は別図を参照</p> <p>一般走向は、断層帯の北端と南端を直線で結んだ方向</p> <p>上端の深さが 0km であることから推定</p> <p>傾斜は、文献に示された地形の特徴から推定                      地震発生層の下限の深さは 20km 程度</p>
(3)断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	◎	文献に示された地形の特徴から推定
2 断層帯の過去の活動			
(1)平均的なずれの速度	不明		
(2)過去の活動時期	不明		
(3)1 回のずれの量と平均活動間隔	1 回のずれの量～不明 平均活動間隔～不明		
(4)過去の活動	不明		

注1 信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表し、「◎」は「高い」を、「○」は「中程度」を、「△」は「低い」を表す。

2 「文献」とは、池田安隆、今泉俊文、東郷正美ほか著書「第四紀逆断層アトラス」254 ページをいう。

### 第3節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模災害の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、次の計画の定めるところによる。

#### 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、深川地区消防組合妹背牛支署は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、家具等の固定及び火気使用器具の取扱い並びに石油ストーブの場合に、耐震自動消火装置付きのものを使用するよう指導を強化する。

#### 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、町及び深川地区消防組合妹背牛支署は、地域ぐるみ及び職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、消火器及び住宅用火災警報器の設置促進及び消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、少年防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、集合住宅、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

#### 3 消防査察の強化指導

深川地区消防組合は、消防法に規定する立入検査を実施し、火災発生危険の排除に努め、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、万全な消防対策の指導を図る。

- (1) 防火対象物の用途・地域等に応じ、計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

#### 4 消防力の整備

深川地区消防組合妹背牛支署は、防火水槽、防火井戸、耐震性貯水槽その他の耐震火災対策施設の整備を図るとともに、人工水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進するとともに、消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

また、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成の強化及び整備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

## 5 消防計画の整備強化

深川地区消防組合妹背牛支署は、防災活動の万全を期すため次の事項に重点を置き、消防計画を整備強化する。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防危険区域等の調査
- (3) 災害による被害の拡大を防止するための災害応急対策
- (4) 火災の発生及び拡大を防止するための措置

## 第4節 危険物等災害予防計画

地震時の危険物製造所、貯蔵所、取扱所及び販売店（以下「危険物事業所等」という。）における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防については、この計画の定めるところによる。

### 1 危険物事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、深川地区消防組合及び関係機関は、危険物事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 危険物事業所等に対する設備及び保安基準遵守事項の監督及び指導の強化
- (2) 危険物事業所等の監督及び指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 危険物事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 危険物事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 危険物事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所への指導強化

### 2 危険物保安対策

#### (1) 深川警察署

危険物事業所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

#### (2) 深川地区消防組合

ア 危険物事業所等に対し随時立入検査を実施し、設備基準の維持及び保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行う。

イ 危険物事業所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物事業所等内における協力体制の確立について指導する。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

### 3 火薬類保安対策

#### (1) 深川警察署

ア 危険物事業所等に対し、必要の都度立入検査を実施するなど、その実態を把握し危険物資事業所等に必要な措置の指導に当たるほか、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 火薬類運搬の届出があった場合で、災害の発生防止及び公共の安全維持のため必要があると認められるときは、運搬日時及び経路、火薬類の性状及び積載方法並び

に非常時の連絡方法等について必要な指示をする。

(2) 深川地区消防組合妹背牛支署

危険物事業所等に対し立入検査を実施し、防火設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物等事業所間の協力体制の確立を指導する。

#### 4 高圧ガス保安対策

(1) 深川警察署

ア 危険物事業所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届出があったときは、速やかに北海道知事に通知する。

(2) 深川地区消防組合妹背牛支署

危険物事業所等に対し立入検査を実施し、防火設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物事業所等間の協力体制の確立を指導する。



## 第5節 建築物等災害予防計画

地震災害からの建築物等の防衛については、この計画の定めるところによる。

### 1 建築物の防災対策

#### (1) 木造建築物の防災対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図る。

#### (2) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会を開催し技術者を育成するとともに、ハンドブック等を活用して耐震改修の必要性について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。

また、町は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、指導及び助言等を行う。

#### (3) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存のブロック塀等にあつては点検及び補強の指導を行うとともに、新たに施工し又は設置する場合には、施工・設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

#### (4) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階以上の建築物の窓ガラス、外壁材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

#### (5) 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するために体制を整備する。

#### (6) 公共施設の耐震性の向上

町は、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策の実施拠点や避難所となる公立学校施設等の防災拠点となる公共施設の耐震性向上に積極的に取り組むものとする。

## 第6節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

### 1 基本的な考え方

町は、防災関係機関との連携のもと地盤の液状化による被害を最小限に食い止めるため、「北海道地盤液状化予想地質図」を参考として調査研究を行うなど、液状化対策を推進する。

### 2 液状化対策の推進

地盤の液状化の対策としては、大別して地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策、発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策及び施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

対策工法の選定においては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を検討し、総合的に判断して液状化対策を推進する必要がある。

## 第7節 地震に関する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、地震災害を予測しその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修及び訓練を行うとともに、町民に対して地震に対する防災意識の普及及び啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及及び啓発に当たっては、高齢者、一人暮らしの高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の確立に努める。

### 1 町職員に対する防災教育

町職員の地震時における適正な判断力を養成し、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

#### (1) 教育の方法

- ア 防災訓練の実施
- イ 災害時職員活動マニュアルの作成

#### (2) 教育の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 本町における過去の地震知識
- ウ 地震が発生したとき、職員がとるべき具体的な行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、事務分掌等）
- エ その他地震災害対策上必要な事項

### 2 町民に対する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、地震発生時に町民が的確な判断に基づき行動ができるよう、町民に対して地震についての正しい知識、平常時の備えなど、防災対策について啓発し、防災知識の普及徹底を図る。

#### (1) 一般的な普及

- ア 方法
  - (ア) 広報紙、パンフレット等の配布
  - (イ) 防災訓練の実施
- イ 内容
  - (ア) 地震に関する基礎知識
  - (イ) 地震発生時の行動指針
  - (ウ) 防災関係機関等が講じる防災応急対策
  - (エ) 危険予想地域等に関する知識
  - (オ) 避難場所、避難路その他避難対策に関する知識

(カ) 平常時の準備

- a 住宅耐震診断と補強
- b 家具の固定及びガラスの飛散防止
- c 火災予防
- d 非常持出品の準備
- e 応急手当等に関する知識

(2) 社会教育を通じての防災知識の普及

町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域における地震防災に寄与する意識と行動力を高めるため、婦人団体、PTA 等を対象とした各種研修会・集会等の機会を活用し、地震防災に関する知識の普及・啓発を図る。

ア 方法

各種講座、学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

イ 内容

町民に対する一般的な普及の内容に準ずる。

### 3 学校教育における防災教育

(1) 特別活動における防災教育

ア 学級活動及びホームルーム活動

「震度に関する安全指導資料」や「安全指導の手引」等を参考に、地震のときに起こりやすい危険な状況を理解させ、的確で安全な行動ができる教育を行う。

(ア) 地震時の危険の理解と安全な行動の仕方

(イ) 様々な場面での避難行動等

イ 学校行事等

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家による講演や道及び町が実施する防災訓練等にも積極的に参加するなど体験学習を行う。

## 第8節 町民の心構え

町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

町民は、地震発生時、家庭や職場において個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限に食い止めるために必要な措置を講ずるものとする。

### 1 家庭における措置

#### (1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所、避難経路及び家庭との連絡方法を確認する。
- イ 建物の補強及び家具の固定をする。
- ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- エ 飲料水や消火器の用意をする。
- オ 非常用食糧、救急用品及び非常持出用品を準備する。
- カ 防災訓練に進んで参加する。
- キ 隣近所と地震時の協力について話し合う。

#### (2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ及び川べりには近寄らない。
- カ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- キ 皆が協力し合って、応急救護を行う。
- ク 流言飛語に惑わされず、正しい情報を確認する。
- ケ 秩序を守り、衛生に注意する。

### 2 職場における措置

#### (1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確保すること。
- オ 不特定多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- ク 危険物車両等の運行は自粛すること。

**3 運転者のとるべき措置**

(1) 走行中のとき

- ア 急ハンドル及び急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することから交通が混乱するので、避難のための車を使用しないこと。

## 第9節 応急対策計画

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

### 1 応急対策活動

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第2章第3節の本部の配備体制の定めるところにより本部を設置し、また状況によっては他の市町村、道及び防災関係機関の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

### 2 通信連絡の対策

#### (1) 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、第3章第2節の災害通信計画に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

#### (2) 報道関係機関の協力活用

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、町長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達等についても最も有効かつ適切な方法で地域住民に周知徹底するよう努めるものとする。

#### (3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。

イ ヘリコプターの派遣は、北海道知事（空知総合振興局長）に要請するものとする。

### 3 広報活動

#### (1) 広報の準備

広報車等は、災害発生等突発時においても直ちに出勤できるよう平常時からの点検整備に万全を期すものとする。

#### (2) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

ア 地震に関する情報

イ 避難場所について（避難場所の位置、経路等）

ウ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込日時等）

エ 火災状況（発生場所）

オ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）

カ 医療救護所の状況、場所

キ 給食・給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

ケ 河川・土木施設状況

コ 住民の心得等人身の安全及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 広報の方法

前章第4節の災害広報計画に定めるところによるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車等）を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。

#### 4 消火対策

(1) 消火活動

地震時の被害が大規模となるのは、火災の同時多発及び延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限度に食い止めるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火作業上必要な第1次的措置については、第4章第5節の消防計画に定めるところにより町が実施するほか、これが困難な場合は、国、道、自衛隊、近隣市町及び関係機関の協力を得て行うものとする。

(2) 町の活動

ア 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。

イ 道、他市町及び関係機関等に対して消防隊、消防ポンプ車及び科学消防車等の派遣要請をすること。

ウ 町内事業所等に緊急消火剤、資器材等の提供要請すること。

エ 道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

(3) 危険物の保安活動

ア 石油、薬品及び火薬類等の対策

(ア) 町長は、石油、ガス、ガソリン、薬品及び火薬工品等の製造取扱者、販売業者及び消費者に対し、一時その製造取扱い、販売、貯蔵、運搬消費等を禁止し、又は制限する。

(イ) 町長は、被害が広範囲にわたり引火し、若しくは爆発し、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難又は立ち退きの勧告又は指示をする。

イ 放射性物質の対策

(ア) 火災等により放射線障害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また、延焼防止を主眼として汚染区域の拡大を防止する。

(イ) 大量放出又はそのおそれがある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに、立入禁止区域を設定する。

#### 5 避難対策

(1) 町長は、地震の発生に伴う火災等の発生により、住民に危険が切迫していると認めるときは、危険地域の住民に対して速やかに避難先を明示して立ち退きの勧告又は指



示をする。(前章第5節の避難救出計画参照)

(2) 避難勧告又は指示の徹底

ア 周知の方法

(ア) 最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知させる。

(イ) 広報車を危険区域に出動させる。

(ウ) 放送機関に周知のための放送を、場合によっては依頼する。

イ 勧告又は指示の内容

(ア) 避難対象地区

(イ) 避難理由

(ウ) 避難先(場所)

(エ) 避難経路その他注意事項

(3) 避難場所の設定等

震災時における避難場所の設定に当たっては、次の設定基準を勘案して、前章第5節の避難救出計画に定める避難場所の中から設定するものとするが、状況によっては他の場所を臨機に設定する。

ア 公園、広場等相当の広さを有し、かつ、防火に役立つ樹木、貯水槽などが存在すること。

イ 周囲に延焼の媒介となる建造物、多量の可燃物品又は崩壊のおそれがある石垣やがけ等がないこと。

ウ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建築物で安全性があること。また、延焼等危険が迫ったときは更に他の場所へ避難移動ができること。

(4) 避難誘導

避難誘導は、前章第5節の避難救出計画に定める避難方法等に準ずるものとするが、被災地が広域で大規模な立ち退きや移転を要し、町において処置できないときは、道に対し応援を求めて実施する。

## 6 救出対策

救出対策は、前章第5節の避難救出計画によるほか、次の事項に留意して実施する。

(1) 住民等による救出、救助活動

地震発生時においては、広範囲にわたり火災が発生することも予想され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

(2) 消防職員及び消防団員並びに警察官による救出及び救助活動の実施

町長は、震災による緊急に救出及び救助を必要とする住民がいることを察知したときは、火災発生状況等を勘案して消防機関及び警察官と協力して救出、救助及び活動を実施するものとする。

## 7 その他応急対策

前章の災害応急対策計画に基づき対策を講ずるものとする。

気象庁震度階級表関連解説表

計測震度	震度階級	人 間	家屋の状況	屋外の状況	木造建物		鉄筋コンクリート構造物	
					耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
0~0.4	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
0.5~1.4	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
1.5~2.4	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5~3.4	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5~4.4	4	ほとんどの人が驚く、歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自転車を運転して、揺れに気づく人がいる。				
4.5~4.9	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5.0~5.4	5強	大半の人が、物につかまらないうちで歩行が難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自転車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
5.5~5.9	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れる物がある。ドアが開かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が見られることがある。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6.0~6.4	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや倒れるものも多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
6.5~	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばすこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されていないブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が動作し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガスの供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。

◎計測震度…計測震度とは、その地点における揺れの強さの程度を数値化したもので、震度計により計測されます。一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます

## 第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、火事災害など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図ることを目的とする事故災害対策はこの計画の定めるところによる。

### 第1節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

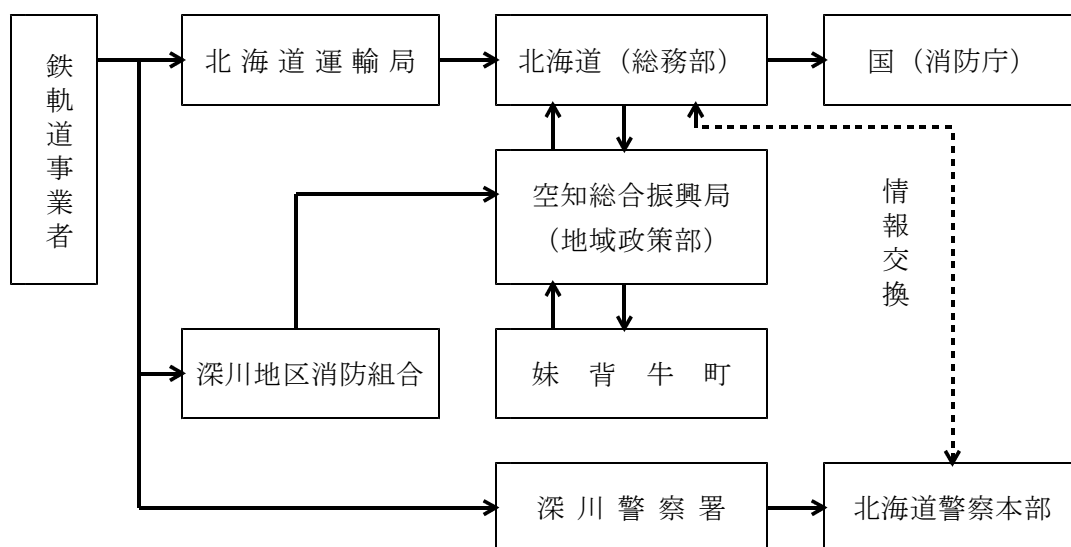
#### 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道被害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### 2 災害応急対策

##### (1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互の緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

**3 災害広報**

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

**4 応急活動体制**

- (1) 町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置  
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

**5 救助救出活動**

救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

**6 医療救護活動**

医療救護活動については、第5章第9節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

## 7 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

## 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画に定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 9 交通規制

深川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第21節の災害警備計画の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

## 10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## 11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第23節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

## 12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第22節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

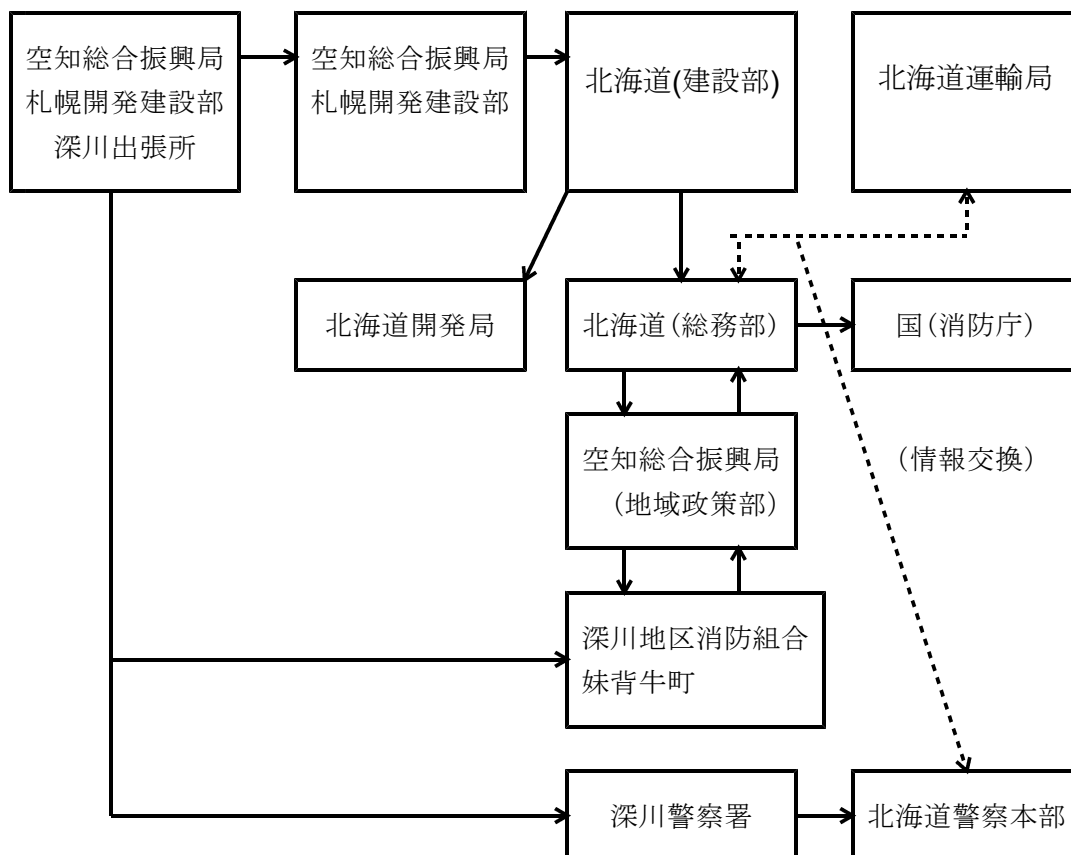
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

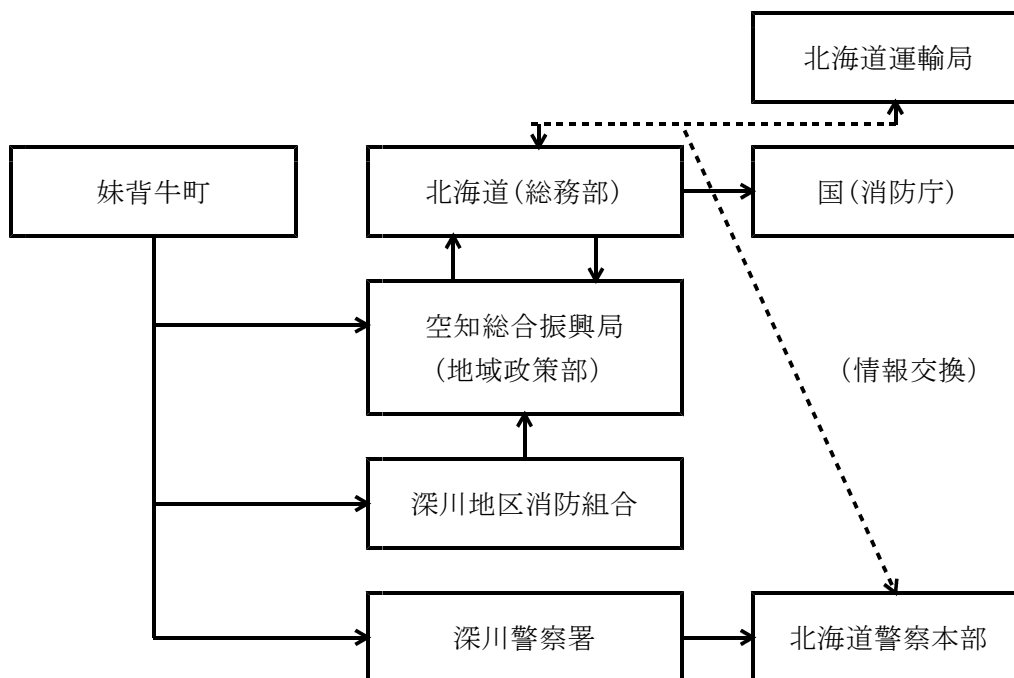
(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 道の管理する道路の場合



イ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 実施機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を正確にきめ細かく適切に提供するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

#### 4 応急活動体制

- (1) 町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置  
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

#### 5 救助救出活動

救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。

#### 6 医療救護活動

医療救護活動については、第5章第9節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

#### 7 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

#### 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

#### 9 交通規制

- (1) 深川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第21節の災害警備計画の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

#### 10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。



#### **11 自衛隊派遣要請**

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第23節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより、北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

#### **12 広域応援**

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第22節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

### 第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

〔例〕 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律〔昭和32年6月10日法律第167号〕等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

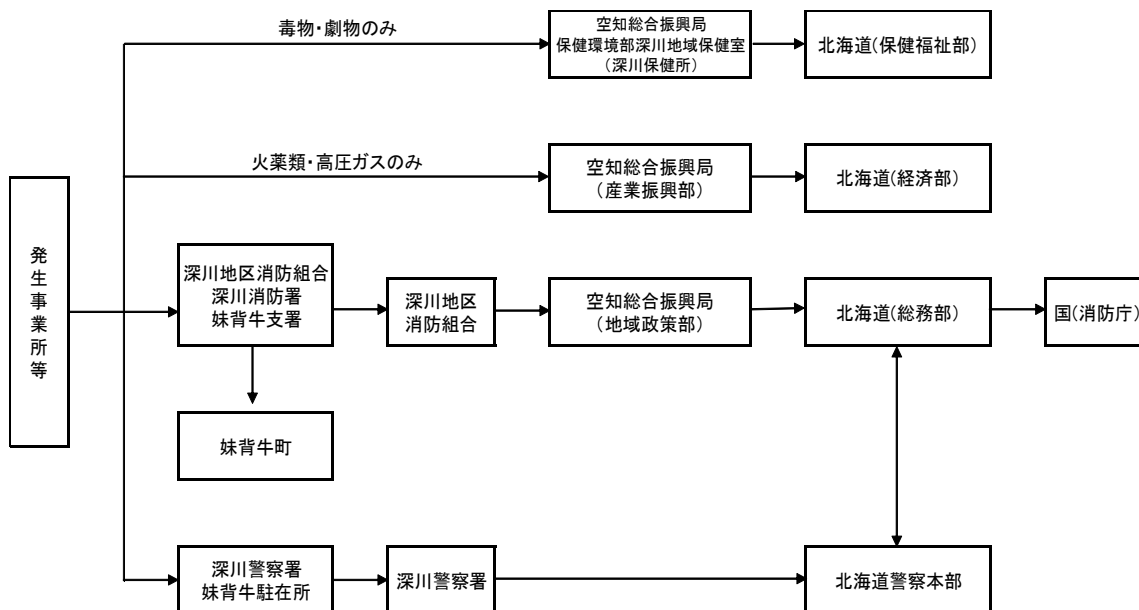
#### 2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防ぐため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

#### 3 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、事業所及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

## 5 応急活動体制

- (1) 町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置  
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

## 6 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

## 7 消防活動

- (1) 消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 消防機関の職（団）員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (3) 事業者は、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等消防活動に努めるものとする。

## 8 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

## 9 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5章第5節の避難救出計画及び第5章第9節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 10 交通規制

深川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第21節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

## 11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第5章第

## 第7章 事故災害対策計画 第3節

---

23節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

### 12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第22節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

### 第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るための予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

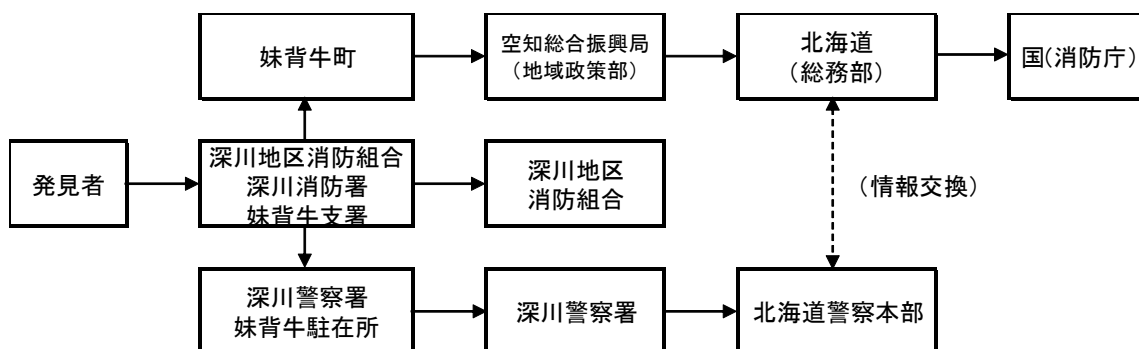
#### 1 災害予防

町及び深川地区消防組合妹背牛支署は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化等必要な予防対策を実施するものとする。

#### 2 災害応急対策

##### (1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



##### (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### 3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否状況
- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

#### 4 応急活動体制

- (1) 町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置  
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

#### 5 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、避難場所及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

また、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

#### 6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

#### 7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5章第5節の避難救出計画及び第5章第9節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、第5章第12節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

#### 8 交通規制

深川警察署妹背牛駐在所は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第21節災害警備計画の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

#### **9 自衛隊派遣要請**

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第23節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、北海道知事(空知総合振興局長)へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

#### **10 広域応援**

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第22節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。



### 第5節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、各種予防及び応急対策は、この計画に定めるところによる。

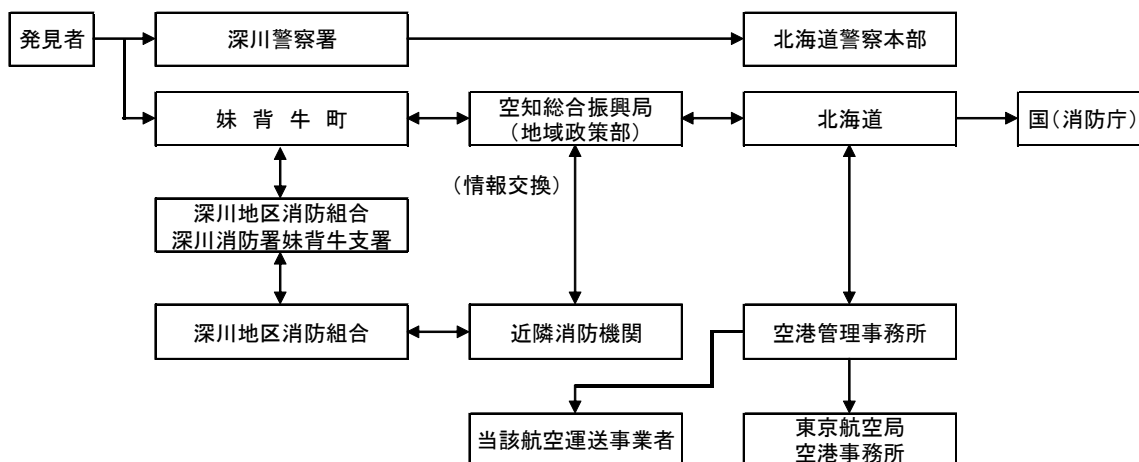
#### 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### 2 災害応急対策

##### (1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



#### 3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

#### 4 応急活動体制

(1) 町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

#### 5 救助救出活動

救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。

#### 6 医療救護活動

医療救護活動については、第5章第9節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、関係機関による迅速、かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

#### 7 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるもののほか、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

#### 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

#### 9 交通規制

深川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第21節の災害警備計画の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

#### 10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、第5章第10節の防疫計画及び第5章第11節の廃棄物処理及び環境保全計画の定めるところにより、実施するものとする。

#### 11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第23節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

#### 12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施

できない場合は、第5章第2.2節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

## 第8章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、第5章の災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

### 1 実施責任者

町長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

### 2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 下水道災害復旧事業計画
- エ 公園災害復旧計画

#### (2) 農林水産施設災害復旧事業計画

- (3) 上水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

### 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。

### 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行

われるよう努めるものとする。

## 5 応急金融対策

### (1) 農林業応援融資

ア 天災による被害農業者に対する資金の融資は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。

イ 農林漁業金融公庫資金の活用を図り、更に自作農維持資金の長期低利資金の導入を行い、農業経営の維持安定を図る。

ウ 農地等の災害復旧資金として、土地改良資金、農業者の共同利用施設復旧資金等長期低利資金の導入を図る。

### (2) 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

#### ア 生業資金の貸し付け

町は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

(ア) 救助法による生業に必要な資金

(イ) 災害援助資金

(ウ) 母子福祉資金

(エ) 応急援護資金

(カ) 国民金融公庫資金

#### イ 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合は、住宅を補償し、又は非住宅を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

(ア) 災害援護資金又は災害復興住宅資金

(イ) 母子福祉資金の住宅資金

### (3) 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱期間等の概要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。

○妹背牛町防災会議条例

昭和 40 年 5 月 15 日

条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、妹背牛町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 妹背牛町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に関する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) その他防災に関する学識経験を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 前項各号の委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任するものとする。  
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月6日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 妹背牛町災害対策本部条例

昭和 38 年 4 月 1 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 3 条第 6 項の規定に基づき、妹背牛町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。



## 災害発生時における妹背牛町と妹背牛郵便局の協力に関する協定

北海道 妹背牛町（以下「甲」という。）と妹背牛郵便局（以下「乙」という。）は、妹背牛町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

### （定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、妹背牛町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 妹背牛町 防災担当課長

乙 妹背牛郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算して、さらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 3月 7日

甲 住所

妹背牛町

代表 妹背牛町長 寺崎 一郎 印

乙 住所

雨竜郡妹背牛町字妹背牛419番地の2

妹背牛郵便局

代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 佐藤 恭市 印

## 災害時の応急措置に関する協定書

妹背牛町長（以下「甲」という。）と妹背牛建設業協会長（以下「乙」という。）とは、妹背牛町内において風雪水害、地震、その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合における、応急措置（以下「応急措置」という。）について次のとおり協定する。

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、妹背牛町防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害による応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は災害が発生し妹背牛町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、前項の協力を要請する場合において、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出する。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）必要とする人員
- （3）必要とする資材及び機材の種類並びに数量
- （4）必要とする活動場所、活動内容及び期間
- （5）その他必要事項

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲からの応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受託し、甲の現地責任者の指示を受け要請に従って応急措置に従事するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

- （1）応急措置に従事した人員及び名簿
- （2）応急措置に使用した機械類の種別及び台数
- （3）応急措置に従事した人員のそれぞれの応急措置に従事した期間
- （4）応急措置に使用した機械類の使用時間数
- （5）その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の完了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を勧告するものとする。

(連絡責任者)

第5条 応急措置に関する伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、あらかじめ甲乙共に連絡責任者を定めておくものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第7条 応急措置中に、第三者に対し及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用等の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する費用等を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

(支払)

第9条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

平成25年 4月24日

甲 雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地  
妹背牛町長 寺崎 一郎

乙 雨竜郡妹背牛町字妹背牛499番地の5  
妹背牛建設業協会 会長 石井 喜久男

## 震度情報ネットワークシステムに係る協定書

北海道（以下「甲」という。）は、妹背牛町（以下「乙」という。）と震度情報ネットワークシステムに係る機器の設置及び維持管理について、次の条項のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、市町村、北海道及び消防庁が公衆回線でネットワークすることにより、震度情報を早期に把握し、防災対策の初期活動を迅速に実施するため、甲が乙の施設に設置する計測震度計（計測部、処理部及び発信部）等に係る設置・運用、維持管理及び経費負担について、必要な事項を定める。

### （機器の設置）

第2条 乙の庁舎等に設置する機器（以下「機器」という。）は計測振動計、ケーブル、電源設備等とする。

### （庁舎施設の使用）

第3条 乙は、機器の設置に必要な庁舎施設等は無償で甲に使用させるものとする。土地の使用に関しては、別途行政財産の使用許可を受けるか、または賃貸借契約を締結し、有償で甲に使用させるものとする。

### （機器の維持管理）

第4条 機器の維持管理は、甲が行うものとし、乙は、善良な管理者としての設置機器等の管理義務を負うものとする。

2 機器に故障等障害が発生したときは、乙は速やかに甲に通報するものとする。

### （経費負担）

第5条 機器の維持管理に要する経費の負担は次のとおりとする。

#### （1）甲が負担する経費

- ア 機器の設置及び保守点検に要する経費
- イ 機器の故障復旧に要する経費
- ウ 機器に要する通信回線等経費

#### （2）乙が負担する経費

- ア 機器に要する電気料
- イ その他日常の機器利用に関し必要な経費
- ウ 乙の都合により設置機器等の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

(設置場所の変更等)

第6条 乙は、庁舎の移転、改築等による機器の設置場所の変更、又は、乙の都合による設置機器の変更を行う場合、あらかじめ甲に協議するものとする。

また、甲の都合により変更を行う場合についても、あらかじめ乙に協議するものとする。

(補 則)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、各1通を保有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年4月1日

甲 北海道  
北海道知事 堀 達 也

乙 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地  
妹背牛町役場  
妹背牛町長 加 藤 榮 一

## 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救助等の応急措置を又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「緊急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項 又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

### （応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- （2）被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん
- （3）避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあつせん
- （4）避難、救援、救護、救助活動及び応急措置に必要な職員の派遣
- （5）被災者等の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### （地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

### （道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通知するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の定めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読みかえる。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場



合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 新宮 政志

北海道町村会

北海道町村会長 寺島 光一郎

## 別表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

## 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣 応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資 当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資 当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) 協定第2条第6号に規定する事項 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては

応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

#### 附 則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 新 宮 正 志

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

## 滝川地区・深川地区消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、滝川地区広域消防事務組合と深川地区消防組合（以下「両組合」という。）は、管轄区域の消防の相互応援に関し、次のとおり協定するものとする。

第1条 両組合において、火災その他の災害の防除鎮圧又は人命救助等につき、非常事態が発生したときは、両組合の消防長又は消防署長（以下「消防機関の長」という。）は、消防任務を遂行するため、相互に応援を要請することができる。

2 相互の応援隊を派遣する地域は次による。

（1）滝川地区広域消防事務組合

滝川市江部乙町の区域、雨竜町の区域

（2）深川地区消防組合

深川市音江町稲田、向陽、豊泉の区域

妹背牛町の区域、北竜町の区域

3 第1項の規定により要請を受けた消防機関の長（以下「受請者」という。）は、応援を要請した消防機関の長（以下「要請者」という。）の要請事項に基づき、応援するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、両組合の管轄区域内に火災を認知したときは、自己管轄区域と同様に処置を講ずるものとする。

5 火災が拡大し、受援地の消防機関の長より更に増援の要請があった場合は、受援地の消防機関の長は、管轄内の消防体制に支障を生じない範囲において増援隊を派遣する。

第2条 応援を要請する場合は、要請者に対し、罹災地における災害の状況並びに所要消防機材の種類数量及び人員、その他必要な事項を具して行うものとする。

2 受請者は、前項の規定による要請については、特別な事由がない限りその求めに応ずるものとする。

第3条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

（1）受援地の消防署長若しくはその代理者とする。

（2）前号の指揮は、応援隊の隊長に対して行うものとする。

第4条 応援に要した費用の支弁は、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 出勤職団員に対する諸手当、被服に関する諸費用、機械燃料費、機関器具の破損修理費及び出勤隊員の死傷に伴う補償療養賠償費等は、すべて応援隊の所属する組合において負担する。
- (2) 出勤途中の事故による建築物損壊の補修費その他一般人の死傷に伴う療養費、賠償費等の支弁は、相互の組合がその金額を折半して負担する。
- (3) 応援消防活動が長時間にわたる場合の食糧、自動車燃料その他消防資材を要請者の了承をうけて補給又は消費したものは、受援地組合の負担とする。
- (4) 特殊火災の消火に消費した化学消火剤は、受援地組合の負担とする。
- (5) 消防法第27条ないし第30条に定める規定は、消防活動上当然に応援隊に適用あるものとし、特に同法第29条第3項に定める損失補償の必要が生じたときは、同条第4項の規定により受援地組合の負担とする。

第5条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、その都度当事者間の協議により決定するものとする。

第6条 本協定締結の証として本書2通を作成し、署名捺印のうえ、各1通を所持する。

昭和50年10月1日

滝川地区広域消防事務組合

組合長 吉岡清栄

深川地区消防組合

管理者 真鍋政之

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

妹背牛町（以下「甲」という。）と道北電気工事業協同組合深川支部（以下「乙」という。）は、妹背牛町内で災害が発生すると予測され、又は発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、甲の応急対策業務に関する乙の協力について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等における甲が所有する公共建築物の機能の確保及び回復のほ

か、甲が必要と認める災害応急対策活動について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 被災する恐れがある又は被災した甲が所有する施設の設備等の応急措置及び復旧に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務に関すること。

### （要請）

第3条 前条の協定による要請は、次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に災害応急対策業務協力要請書を提出するものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 災害の状況
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) その他必要な事項

### （協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事情がない限り、他の業務に優先

して当該要請に応じるものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請した応急対策業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にし

た災害応急対策業務報告書（様式第2号）により報告するものとする。

- (1) 従事期間
- (2) 従事者数
- (3) 使用資機材の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が甲の要請による応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

（情報交換）

第7条 甲乙は、定期的にこの協定に係る各種情報を交換し、災害時に円滑な運用ができるよう努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成20年3月1日から平成21年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月1日

妹背牛町字妹背牛5200番地

甲 妹背牛町長 加藤 榮 一

深川市7条5番38号

乙 道北電気工事業協同組合深川支部

支部長 坪田 邦 光



## 災害時における郵便事業株式会社旭川東支店、妹背牛町間の協力に関する協定書

郵便事業株式会社旭川東支店（以下「甲」という。）及び妹背牛町（以下「乙」という。）は、妹背牛町内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他の関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙が相互に協力して、円滑に遂行するため、次のとおり協定書を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、妹背牛町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 甲が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の乙への情報提供
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱（郵便ポスト）の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

### （災害対策本部への参加）

第5条 甲は、妹背牛町災害対策本部の構成員に加わることができる。

### （災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災会議への参加)

第7条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

(防災訓練等への参加)

第8条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練等に参加する。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては郵便事業株式会社旭川東支店長、乙においては妹背牛町防災担当課長とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

本協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。

この協定書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年10月10日

甲 郵便事業株式会社旭川東支店  
代表者 旭川東支店長 篠原 篤 印

乙 妹背牛町  
代表者 妹背牛町長 加藤 榮一 印

## 災害等の発生時における妹背牛町と北海道エルピーガス災害対策協議会の 応急・復旧活動の支援に関する協定

妹背牛町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、妹背牛町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定における「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対応事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

### （協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急、復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

### （応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所へのLPガス供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5）大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- （6）その他甲が必要とする要請事項

### （応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(災害対策本部会議等への参加)

第5条 乙は、甲の申請があった場合、甲が設置する妹背牛町災害対策本部会議、妹背牛町国民保護対策本部会議若しくは妹背牛町緊急対処事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年 8月 3日

甲 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地  
妹背牛町長 寺崎一郎

乙 岩見沢市7条東1丁目  
北海道エルピーガス災害対策協議会  
現地本部長 三品優次  
災害対策現地本部長 加藤昭義

## 災害時協力協定書

妹背牛町（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、妹背牛町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、妹背牛町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

### （対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

### （応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

### （協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

### （実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年 5月28日

雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地

甲 妹背牛町長 寺崎 一郎

札幌市西区発寒6条12丁目6番11号

乙 一般財団法人北海道電気保安協会  
理事長 大内 全

## 妹背牛町避難行動要支援者施設（連絡先）一覧

## ○乳幼児等施設

No	施設名	所在地	TEL	FAX
1	認定子ども園妹背牛保育所	妹背牛町字妹背牛 4313番地の12	32-2501	—

## ○児童施設

No	施設名	所在地	TEL	FAX
1	妹背牛小学校（学童保育）	妹背牛町字妹背牛 432番地	32-2456	—

## ○老人保健施設

No	施設名	所在地	TEL	FAX
1	妹背牛町老人保健施設りぶれ	妹背牛町字妹背牛 361番地の22	32-3232	32-2677

## ○介護保険施設

No	施設名	所在地	TEL	FAX
1	デイサービスセンター	妹背牛町字妹背牛 361番地の22	32-3230	32-2675

## ○病院

No	施設名	所在地	TEL	FAX
1	妹背牛診療所	妹背牛町字妹背牛 361番地の22	32-2475	32-2474

## ○地域密着型サービス事業所

No	施設名	所在地	TEL	FAX
1	グループホームベにばら	妹背牛町字妹背牛 406番地の7	32-2399	32-2399
2	居宅介護事業所レラ	妹背牛町字妹背牛 482番地の22	32-2555	—

## ○その他

No	施設名	所在地	TEL	FAX
1	生活支援ハウスすまい・ル	妹背牛町字妹背牛 361番地の22	32-3132	—